

英米法系公法の調査研究(1)

アメリカ公法研究会
(代表 佐藤 信行)*

研究成果発表開始にあたって

2015年度に「英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究」をテーマとして、日本比較法研究所に新たに設置された共同研究グループ（アメリカ公法研究会）は、本誌において、今号から随時その研究成果を発表することとなった。そこでこの機会に、本共同研究についてご紹介しておくこととしたい。

いうまでもなく、イギリス法とそれを継受しつつも独自に発展させているアメリカ法、さらにはカナダ法やオーストラリア法といったコモン・ロー諸国の法の営みは、今日の世界において、理論的にも実務的にもきわめて影響力が大きい法グループを形成している。とりわけ、アメリカ合衆国憲法は、日本国憲法に対して直接・間接の影響を与えており、その研究が、日本国憲法の解釈そのものを左右することも珍しいことではない。

他方で、イギリス法に端を発する法系の地域的、時間的、あるいは分野的広まりは、個人研究では、対応しきれない多くの課題を提示している。しばしば「英米法系」という表現自体が、イギリス及びアメリカだけではなく、他のコモン・ロー法域やコモンウェルス諸国をも含意するものとして用いられるということが、こうした広まりをよく示している。

そこで、当共同研究では、構成員の個人の問題関心や研究対象法域の多

* 所員・中央大学法科大学院教授

様性を尊重し、イギリス法またはアメリカ法に限らず、広く「英米法系」の公法的課題について研究を進めることで、その全体像に迫ると共に日本法への影響を検討しようとするものである。そこで本誌での研究成果発表も、判例研究、立法紹介、あるいは論文等の多様な形式となり、対象法域もアメリカに限らず「英米法系」に広がることを予定しているが、まずは、「海外法律事情」の中に「英米法系公法の調査研究」として、判例研究や立法紹介を連載することとしたい。

そもそも、本研究所及び中央大学には、イギリス、アメリカあるいはその他コモン・ロー諸法域の公法を対象とする研究・教育の長い歴史がある。直近では、本研究所共同研究グループ「アメリカ公法」（代表＝故・長内了所員）が、アメリカ合衆国憲法を中心とする研究を行ってきたことが、記憶に新しい。私たちの新しい共同研究が、先達の名を汚すことなく、研究を一步でも先に進めるものとなるべく研鑽する決意と共に、今号から成果発表をはじめ次第である。

組合費の強制徴収と結社の自由

Harris v. Pat Quinn, 134 S. Ct. 2618 (2014)

橋本基弘*

1. 事実の概要

イリノイ州は、イリノイ在宅介護プログラム（通称リハビリテーションプログラム）を策定し、実施していた。このプログラムは、身体的なケアを必要とする患者が自ら「個別アシスタント（personal assistant PA）」を雇うことを認めるものであった。このプログラムについて定めるイリノイ州法の下では、PAを雇用するに際して在宅介護を受ける患者と州が雇用関係に一定の役割を演じることが定められていた。患者は、PAの雇用、解雇、研修、監督及び懲戒に関する多くの側面についてコントロールする。また、患者は、「介護サービスプラン」を要求することによってPAの義務を定めることができるとされていた。この制度における州の役割は小さなものであった。その雇用上の地位は、行政命令によって作り出され、後に議会によって立法化されたが、イリノイ公務員関係法（Illinois Public Labor Relation Act IPLRA）では、PAが労働組合に加入することや団体交渉に関わることだけが許されていた。

このような法律関係の下、被告であるSEIU（the Service Employee International Union）ヘルスケア・イリノイ&インディアナは（SEIU-HII）、リハビリテーションプログラムの被用者を排他的に代表する組合として権限与付されたものであった。同組合が団体交渉に入ることは、同州との間での合意があり、そこでは代表として必要な費用を徴収する条項が含まれていた。その条項は、同組合に加入することを望まないメンバーにも一定の活動に対するコストとしての組合費を支払うよう要求することも含まれ

* 所員・中央大学法学部教授

ていたのである。

これに対して、一部のPAがSEIU-HIIらを相手取り連邦地裁に集団訴訟を起こした。その主張内容は、IPLRAが組合費の徴収に関して第1修正に違反しているというものであった。同裁判所は訴えを棄却した。第7巡回区控訴審裁判所も原審を維持し、PAは、アブード（Abood）判決にいう州の被用者であると判示したのである。これに対して、原告は、合衆国最高裁判所に上告した。争点は、本件PAが州の雇用する公務員であり、組合費の強制徴収についてアブード判決の法理が適用されるかどうかである。

2. 判決の概要

(1) アリート裁判官法廷意見

① 争点に対する先例と本件の関係

まず、アリート裁判官は、公務員労働組合における組合費の強制徴収に関する先例を分析する¹⁾。

「出発点は、1956年のハンソン判決（*Railway Employee v. Hanson*, 351 US 225 (1956)）である。同判決では、第1修正に関してわずかながら言及がなされている。ハンソン判決の争点は、鉄道労働者法（*Railway Labor Act, RLA*）の改正に起因する。1926年に制定されたとき、同法は、団体交渉条項で、組合への加盟や組合費の支払いを組合員に要求することを認めてはいなかった。当時、あるいはその後も、一般的な鉄道労働者においては、自発的組合主義（*voluntary unionism*）に関する強く長い伝統が存在していた。」²⁾

「（ハンソン判決では）組合活動に参加したくない被用者が州裁判所に訴えを提起して、ユニオンショップ条項はネブラスカ州法に違反すると主張した。同憲法には、労働組合に参加し、あるいは加入することを拒絶したことによって不利益を与えてはいけないという条項が存在した。同事件に

1) 134 S. Ct. 2627.

2) *Id.* at 2628.

おける被用者は、RLAがネブラスカ州法に抵触することを主張したが、ネブラスカ州裁判所は、被用者の主張を認め、ユニオンシヨップ協定を無効としたのである……同事件が合衆国最高裁判所で争われたとき、主たる論点は、ユニオンシヨップ協定を認めたRLAの条項が州際通商条項の下でのexercise権限と関連があるかどうか(germane to)であったが、ダグラス裁判官法廷意見は、同条項が許される通商規制に該当すると判示した。」

「また、被用者は、RLAの同じ条項が文面上違憲であるとの主張も展開した。彼らの主張によると、ユニオンシヨップ協定は、イデオロギー的あるいは政治的な結社に加入することを強制するものであって、それは、権利章典で保障されている良心の自由や結社の自由、思想の自由を侵害するものであるという……(しかし)、ハンソン判決は、一文で、組合に反対する被用者の第1修正上の権利を退けた。法廷意見が言うには、『本件訴訟記録では、強制加入の弁護士会のメンバーとなるよう義務づけられている弁護士には権利侵害がないのと同様、権利が侵害されているとする証拠がない』というものであった。』³⁾

「ハンソン判決における第1修正の分析は厚みがない。法廷意見の第1修正に関する判示も狭い。本裁判所が後に記したように、ハンソン判決で判示されたのは、RLAが労働者に対して組合への資金協力を求めることを認めたという点でのみ合憲だったということである。」

「5年後、ストリート判決(Machinist v. Street, 367 US 740 (1961))の中で、本裁判所は、ユニオンシヨップ協定に反対する労働者のケースを検討することになった。サザンレールウェイシステムに雇用されている者が、第1修正の権利を主張したものであったが、その中で、彼らは、支払いを求められた組合費のほとんどが、自分たちが支持しない公職候補者の支持や事項に費やされたと訴えたのであった。ジョージア州第一審裁判所は、ユニオンシヨップ協定の執行を認め、また組合に対して支払いを強制させ

3) Id. at 2629.

られた総額については、反対する労働者の主張を認めた。ジョージア州最高裁もこれを維持している……本裁判所は、この判決を検討しながら、案件が極めて重要な憲法上の争点を提起していると認識したが、憲法上の問題に触れることは必要であるとは考えなかった。その代わり、本裁判所は、RLAは、徴収した組合費を無制約に使える権限を組合には与えていないと解釈したのである……ストリート判決は、救済についても議論をした……それは、組合活動に賛同しない労働者は、政治的イデオロギー的目的のために費やされた部分について組合が徴収した組合費の返還を求めることができるという点」である。⁴⁾

「本件は、ハンソン判決とストリート判決と異なり、アブード判決の検討を求めている。アブード判決では、公務員の団体交渉が問題となったからである。同判決では、デトロイト教育委員会に雇用された教員を排他的に代表するデトロイト教員組合（The Detroit Federation of Teachers）が問題となった。本裁判所は、ストリート判決が、憲法問題に言及することなく、制定法の解釈で問題を解決したことを認めつつ、強制加入や強制徴収が言論結社の自由を侵害することを認めた……アブード判決は、ハンソン、ストリート両判決が労働者の平穏が望ましいこと（the desirability of labor peace）とフリーライダーの観点からユニオンショップを指示したものと理解した……また、本裁判所は、排他的代表権が異なる組合間での対立に労働者達を直面させるおそれから解放し、雇用者には、対立労組との間で合意を得ることで、対立組合からの攻撃にさらされないようにするとの点を指摘している。」⁵⁾

② アブード判決との関係

このような理解に立ちながら、法廷意見は、この問題に関する重要な先例であるアブード判決について、批判的な検討を及ぼしている。

「アブード判決の原告は、ハンソン判決とストリート判決には重きを置

4) Id. at 2630.

5) Id. at 2631.

くべきではないと主張した。なぜなら、それらは公務員に関する問題ではないからである。本裁判所は、公務員労組の団体交渉と民間企業の団体交渉は異なるという点を認めている……しかし、それにもかかわらず、本裁判所は、ハンソン、ストリート両判決が先例としての力を持っていると認めたのである。アブード判決は、公務員と民間との間に線引きをするのではなく、団体交渉に関する組合費の支出、諸経費と請願に関わる目的への支出と政治的、イデオロギー的目的への支出を区別する道を選んだのである。」⁶⁾

「アブード判決の分析は、いくつかの点で疑問が残る。その中には、判決当時から疑問視されていたものもあるし、その後には明らかとされたものもある。しかし、そのほとんどは時の経過とともに明白となってきたといえる。アブード判決は、ハンソン判決とストリート判決を扱う際に過ちを犯している。これらの判決は、公務員労組に対する強制的組合費徴収の合憲性については何ら判示していない。上に説明したようにストリート判決は、憲法判例ですらない。そしてハンソン判決は、その執筆者が数年後に放棄してしまったような、唯一かつ指示されない中心的論点を提示したものであった。第1修正に関する争点は、もっと丁寧に扱われるべきであった。

アブード判決は、ハンソン判決の判決内容を根本的に見誤っている。その説示は実際にはとても狭い。ストリート判決において、本裁判所が明らかにしたように、ハンソン判決で判示された内容は、RLAが法的な代表権を付与された団体交渉の代表者に対して、労働者に財政支援を強制できるようなユニオンショップ協定が合憲であるという点だけであった。しかしながら、アブード判決では、ミシガン州は、組合費を徴収する権限を与えるというものであった……両判決は、非常に異なっている。

アブード判決は、少数意見を持つ公務員の組合員が意に反して支払われる言論と、私企業において、反対の意見を持つ労働者によって支払われ

6) Id. at 2632.

る中核的な組合言論（the core union speech）の差異を誤って評価した。公務員労組の場合、賃金や年金、その他の利益のような中心的事項は、同時に政治的な問題でもある。しかし、そのことは、私企業における労働者には当てはまらない。公務員と私企業における団体交渉には違いがあると理解されてきたのである。

アブード判決は、公務員労組において、団体交渉のために徴収される資金の支出と政治的目的のために行われる資金提供との間の違いには概念上の違いがあることをきちんと評価できていない。私企業の場合、その区別は容易である。団体交渉は、被用者との関係で問題となるが、政治的活動やロビー活動は政府に向けられている。しかし、公務員の場合、団体交渉も政治活動も政府に向けられている。]⁷⁾

「アブード判決は、政治的な色彩を帯びた行政府の問題が重要性を持ってきたことを予見できていない。それは、公務員労組の支出がいずれも徴収可能であると性格付けることに起因した問題であった……レーナート判決（Lehnert v. Ferris Faculty Assn., 500 US 507 (1991)）で、最高裁は、徴収の強制ができる事項、(1)団体交渉の活動に関わりがある事項（germane to collective-bargaining）か、(2)労働者の平穏やフリーライダーを防止する本質的な政府利益によって正当化されること、あるいは(3)エージェンシーショップやユニオンショップを認めるための本質的な利益にかかわる言論に対して、重大な負担を課さないことを必要とすると判示した……アブード判決は、同様に、反対意見を持つ組合員が著面する実際上の問題についても予見することを誤った。]⁸⁾

③ アブード判決と本件事例の区別

そして、法廷意見は、アブード判決が本件事例とは異なる前提に立っているとして、以下のように述べている。

「このことにもかかわらず、イリノイ州政府は、アブード判決を非常に

7) Id. at 2633.

8) Id. at 2634.

拡張することへの同意を我々に求めている。アブード判決で問題となったのは、常勤公務員 (full-fledged employees) であったが、本件で問題となるのは、常勤公務員とは非常に異なった、PA の地位である。イリノイ州政府は、PA が団体交渉という、ただ1つの目的のために公務員であると考えている。それ以外の目的にとって、PA は民間企業の労働者としてイリノイ州政府は見なしているのである。このアプローチは、現実上の重要性を持っている。1つあげるとすると、本件で問題となったPA に関しては、2つの集団 (常勤公務員とPA) に関する州権限は、非常に異なっている。常勤公務員に関して、州は、各労働者に対するあらゆる義務を課している。その中には、各労働者の地位に関して必要な評価も含まれている。州は、採用候補者を選別し、誰を雇用するか決定する。州は、必要とされる研修も提供し、公務員の職務遂行状況を評価、監督し、適切な是正措置を課すこともできる……本件で問題となったPA についていえば、これらは全く異なっている。PA の職務義務は個々人が定める介護サービスプランで特定され、利用者と利用者の担当医によって承認される……利用者は、日々PA を監督する。イリノイ州法には、PA の職務遂行をチェックするため、PA が雇われている家に政府が入るような権限を付与する条文は置かれていない。

これまで述べてきたように、PA が争点となったときには、連邦及び州の労働法の下での、強制的な団体交渉の問題を考察することになる。連邦法の下では、強制可能な主題には、勤務日や勤務時間、昼休み、休日、長期休暇、研修及び職務義務に関することが含まれている。イリノイ州も同様に強制可能な団体交渉の主題として労働条件を掲げている。しかし、リハビリテーションプログラムでは、これらの事項は、サービスプランで定められるようになっており、組合の演じる役割はない。

PA のユニークな地位は、本件の目的にとって重要な意味を持つ。アブード判決の理由付けは、その強弱はともかく、組合がアメリカの労働法の下で包括的な権利義務を持っているとの前提に基礎付けられている。しかし、今問題となっているイリノイ州法の下では、組合の権利義務は限定さ

れていて、その結果、アブード判決が組合に認めたような強大な権限を持っているとの主張は不適當である。

本裁判所におけるアブード判決以降の判例で、公務員労組もしくは組合費徴収の問題を含むものは、アブード判決を所与のものとしてきたが、我々の仕事は、その理由付けを理解し、その理由に適合するように判決理由を適用することにある。その文脈においては、アブード判決の理由付けは、次のように述べることができる。非組合員が組合の言論活動から利益を得ているという単なる事実だけでは、組合費の強制徴収を正当化するには不十分である。なぜなら、私的な言論活動でも言論に関わらない者の利益を促進することがあるし、そのことだけから、その言論のためにお金を払えと強制するような権限を国家が与えているわけではないからである。組合費の強制徴収を正当化するものは、非組合員の利益も促進せよと組合に対して国家が強制しているからである。特に、組合は団体交渉において、非組合員を差別してはならないし、交渉をまとめたり、請願を提出するにあたっては、（全）被用者の利益を促進しなければならないのである。この議論は、本件とはほとんど関係がない。イリノイ州法は、PAが州法により時間給で支払われるよう義務付けている。それゆえ、組合は、代表すべき非組合員を保護するため、そのメンバーを保護するためにそのメンバーのより高い賃金を犠牲にするような立場をとり得なくしている。』⁹⁾

「アブード判決の基礎には疑問が残ることから、あるいは、PAは常勤職の公務員とは明らかに異なっていることゆえ、私たちは、アブード判決を本件のような新しい状況に適用することを拒絶する。アブード判決には、明らかに限界がある。それは公務員に対して適用されるものである。その限界を非常勤公務員や準公務員、あるいは民間企業の労働者にまで拡張すると、問題が生じてしまう。たとえば、一方で、常勤公務員から、他方で公益に従事し、団体交渉やロビー活動から利益を受けている個人がいるが、彼らのように組合に加入したいとも思わず、組合費の支払いもしたい

9) Id. at 2637.

とっていない人々の集まり (continuum) を考えてみよう。州は、団体の努力から利益を受けている人たちに対して、支払いを強制させることはできない。しかし、この団体を規制することが問題となっていたらどうか。連邦政府もしくは州政府がこの領域で助成を与えたり、それを増額し始めたらどうか。問題となっている個人が常勤の州公務員となる点に達していなければ、どの点についてアブード判決を適用すべきなのか……もし、非常勤公務員に対してまでアブード判決を拡張することを許したなら、境界線を引くことすらできなくなる。したがって、我々は、アブード判決の射程を常勤公務員に限定するのである。]¹⁰⁾

④ 適用される審査基準について

では、本件のような事例においては、いかなる基準によって、組合費の強制徴収の合憲性が審査されるべきであろうか。法廷意見は、次のように述べている。

「アブード判決が本件事例を方向付けるものでないとするならば、イリノイ州法によって強制される組合費支払いの合憲性は、一般的に適用される第1修正の基準で分析されなければならない。政府は、好ましくない思想の拡散を禁止することができないし、好ましい思想の奨励を強要することもできない。そして、他の私人や私的な団体の言論に対して資金提供を強要するかのごとくは、言論を強いることと同じ脅威をもたらすことになる。結果として、組合費の強制徴収は、ノックス判決 (Knox v. Service Employees International Union, Local 1000, 132 S. Ct. 2277 (2012)) で説明したように、第1修正に対する重大な侵害となり、厳格な第1修正の審査を通過しない限り、容認されないのである。

ノックス判決で、我々は、エージェンシーショップの特別な性格についての判断を行った。それは、非組合員に対して、事前の同意なく、特別割当金と組合費の増額を行う権限を組合に与えるというものであった。そし

10) Id.

て、我々は、合衆国対ユナイテッド・フーズ判決（United States v. United Foods, 533 US 405 (2001)）で活用された審査基準すら満足しないと判断したのであった。ユナイテッド・フーズ判決で、本裁判所は、営利的言論に対する強制的助成を退けている。しかしノックス判決における強制的な言論は、ユナイテッド・フーズ判決における営利的言論と同様であるとしているわけではない。逆に、[ユナイテッド・フーズ判決において一筆者注]問題となった主題は——マッシュルームの販売促進——多くの人々の情熱を駆り立てるようなものではなかったが、どこにでもある営利的な言論の性格が本裁判所の審査と判断の重要性に光を当てたのである。」

ノックス判決における組合費の強制徴収の性質がユナイテッド・フーズ判決における営利的言論の基準にすら適合しないとしても、本件で問題となった言論は、営利的言論ではないことも明らかである。本裁判所の先例によると、営利的言論とは、主として経済活動を目的とした言論と定義されるが、本件で問題となっている組合の言論は、そのようなものとは異なる。結果として、ユナイテッド・フーズ判決の基準は、緩やかすぎないかということになる。

しかし、現在の目的からすると、適切な第1修正の審査レベルを追い求めることは必要でない。なぜなら、本件における組合費の強制徴収はノックス判決で用いられた審査基準すら満足しないからである。特に、本件で問題となった条文は、『結社の自由を大幅に損なうことのない方法でやむにやまれる州の利益に奉仕するものではない』からである。被上告人は、いくつかの理由をあげているが、いずれも満足できるものではない。¹¹⁾

「本件訴訟で問題となっているような、排他的にすべての労働者を代表するような執行機関としての組合の地位というものに光を当てることによって、被上告人は、組合費の強制徴収条項が労働環境の平穩に奉仕すると主張する。しかし、その主張はまったく的外れというほかない。上告人が求めたのは、対立する労働組合を設立する第1修正の権利ではない。ま

11) Id. at 2640.

た、州と団体交渉をするに際して、SEIU-HII がすべての PA を排他的に代表する権限を争っているわけでもない。彼らが求めているのは、自分たちが反対する組合に対して組合費の支払いを強要させられない権利なのである。

排他的に団体交渉を行う組合の地位や非組合員から組合費を徴収する権利は、密接に結び付いているわけではない。たとえば、いくつかの連邦公務員の場合、労働者の単位ごとに排他的に団体交渉を行う代理人を選ぶことができるが、その組合に諸経費を支払ったり、組合費を支払うよう要求されることはない。連邦法の下では、団結権が認められている代理人において、どの労働者も団体を結成し、参加し、労働組合を支援し、その他いかなる活動を行わないことを罰則若しくは制裁なしに行うことができるし、どの労働者もそのような権利を行使することで不利益を受けることはない。

それ以上に、本件で問題となっているような組合費の強制徴収条項が排他的に団体交渉を行う組合の地位と結び付いていたとしても、イリノイ州政府のスキームは、組合費の強制徴収が労働環境の平穏という利益に奉仕するという主張を台無しにしてしまう。つまり、労働環境に対する脅威は、PA が共通の施設で働くのではなく、個人宅で勤務する以上、問題とならないからである……イリノイ州法は、非常に限定された組合の役割しか認めていないことも重要である。組合は、州に対して賃金や福利厚生を向上させるために請願を行うから、PA の間で要求することに対立があるというような幻 (specter) は消え去ってしまう。そしてもちろん、州の公務員は、日々多くの場面で、対立する資金獲得を扱わなければならない。

また、被上告人は、組合費の強制徴収条項が PA の福利厚生を増進させ、リハビリテーションプログラムの成功に奉仕すると主張する。組合活動の結果として、PA の賃金や福利厚生が大幅に改善されたというのである。職業訓練や研修プログラム、職務能力保障や給与未払いや支払いミスへの対応も制度化されたという。また、団体交渉の下で、クレーム処理の手續

も確立されたという。

以上のような主張を押し進めることは、イリノイ州においては、組合がPAのために有効な代理人であることを言おうとしていることを指し、我々もまた、これが正しいと仮定することにしよう。しかし、厳格な審査をパスするためには、より多くのことが証明されなければならない。組合費の強制徴収条項は、PAにとっての上のような利益が、組合に賛同しない組合員によって、組合費が強制的に徴収されることで資金がまかなわれない限り実現できないものでなければ維持されないのである。

組合費の強制徴収が上述のような地位改善にとって必要とされたと主張することで、イリノイ州は奇妙な立場に置かれることとなる。イリノイ州は、クロズドショップにおける雇用者と同じではない。そこでは、被用者の利益や福利厚生を下げること及び腰で、強烈な組合の圧力に屈することが行われているが、イリノイ州はそうではない。ブラゴジェビッチ州知事は、知事命令の中で、イリノイ州の制度が最初に作られた際には、州がイニシアティブを取ったのであるが、それは、PAのニーズや視点を取り入れてフィードバックするためであったという。そして、PAの多数者が組合活動に賛同したというのである。PAの多数者たちが組合活動への支援を選択したとき、彼らは、組合費の支払いが必要であって、大多数のPAが組合員になり、それらの諸経費が自発的に支払われることになるであろうことを認識したに違いない。それらの諸経費をもってしては、組合が州に対して、賃金を上げたり、他の労働条件を改善するという提案をフィードバックを行うに不十分であるというのはどういうことだろうか。多くの組織が職業集団内にある人々の利益のために活動を行い、その集団が自発的な費用支払者だけで十分成功しているのである。被上告人の主張は、第1修正が要求するレベルを満たしていない。

被上告人は、これらに対して追加的な主張を行っているので、以下に検討する。第1に、原告と訟務責任者は、本件がピッカーリング判決（*Pickering v. Board of Education of Township High School Dist, 205, Will City, 391 US 563 (1968)*）におけるような利益衡量で審査されるべきだと主張して

いる。そして、彼らは、ピッカリング判決における審査基準の下では、イリノイ州の制度が維持されるはずであると主張する。この主張は、アブード判決を正当化する新しい試みを表明するものである。いずれにしても、アブード判決を焼き直すような努力は実を結ばない。第1に、ピッカリング判決のテストは、PAを対象とするような本件には適用できない。なぜなら、州は伝統的な雇用者の役割を演じているわけではないからである。しかし、たとえ適用が可能であったとしても、ピッカリング判決を適用が本件の組合費の強制徴収を正当化するわけではない。」¹²⁾

「ピッカリング判決と同じ系譜に属するその後の事例は、公務員による言論を規制する合憲性に関わっている。これらの事例では、被用者の言論が公の関心に関わらないのであれば規制され、公の関心に関わるものであれば、雇用者としての国家の利益が、公の関心に関する言論によって実現される利益を上回るときにだけ規制されるとするものであった。アブード判決をピッカリング判決の枠組に適用しようとして、合衆国は、団体交渉と関連する (germane to) 組合の言論が公の関心を表明するものではないから保護されないと主張した。この議論を取り上げつつ、反対意見は、本件で問題となっている言論は、公の関心事項ではないと主張している。反対意見によると、これは、団体交渉の面白くない素材だということになる。それは公衆に何か影響を与えるだろうか。反対意見の答えは、そう多くはないというものであった。反対意見が考えるように、そのような資金獲得に関する言論は、小さな町の保安官が338ドルの残業手当が拒否されたとか、パトロールカーの使用や警察署での喫煙のような問題についての苦情と何ら変わらないというのである。」¹³⁾

「この主張は、現実にくっつくようなものである。たとえば、本件においては、団体交渉に関連する (germane to) 組合の言論は、明らかにPAの賃金や福利厚生を上げるためのものであったことは明らかである。

12) Id. at 2642.

13) Id.

PAの賃金や福利厚生を上げることは、医療保険制度（Medicaid Program）の下での支出を増やすことを意味する。そして、それは医療費の水準を上げることの議論を避けることができず、大きな公的関心に他ならない。

この理由から、もしピッカリング判決が適用されるなら、本件では、審査の次のステップに進むことが避けられなくなる。そして、このことは、組合費の強制徴収条項がどれほどリハビリテーションプログラムを促進するのかという点と、組合に関わることを拒むPAの第1修正上の権利がどれほど侵害されたのかを検討せざるを得なくなる。我々は、この審査に立ち入って議論する必要はないと考える。なぜなら、我々がすでに述べたところでカバーされているからである。組合費の強制徴収条項は、明らかに組合に反対する被用者の第1修正上の権利に重い負担を課している。そして、バランスの片方では、合衆国が依拠したような、労働環境の平穏やフリーライダーの観点もすでに議論されている。このようにして、本件で問題となった、組合費の強制徴収条項が許される可能性がたとえピッカリング判決の下で審査されたとしても、同条項は維持され得ないのである。

最後に、被上告人は、本件の状況に対してアブード判決を適用しないとすれば、本裁判所の先例であるケラー判決（Keller v. State Bar of California, 496 US 1 (1990)）及びサウスワース判決（Board of Regents of University of Wisconsin System v. Southworth, 529 US 217(2000)）と抵触することになると主張する。ケラー判決において、我々は、強制加入の弁護士会すべての会員に適用されるルールの高憲性について判断した。我々は、弁護士会の会員が政治的あるいはイデオロギー的な目的に対して支出される会費の支払い義務がないこと、しかし、倫理規定や弁護士懲戒に関わる目的のために支出される会費の支払いには応じなければならないことを判示した。この判決は、本件事例で適用された枠組の中に収まっている。資格のある弁護士は、倫理規定に服するし、弁護士会は、その規律の一部として会費支払いを要求することができる。我々が指示したルールの一部は、法律専門家を規制し、リーガルサービスを向上させるという州目的に奉仕するものである。州は、弁護士会会員の適正な配置や弁護士たちが職

業倫理に忠実であることを確かなものにするための支出については、一般の公衆以上に強い関心を持っている。かくして、本件における我々の判断は、ケラー判決と完全に調和する。

これらの理由から、我々は、イリノイ州が求めているようにはアブード判決を適用することを否定する。もし、我々がイリノイ州の主張を受け入れるとするならば、非常に希な状況を除いて、この国においては、誰も自分が望まない言論を支持させられることはないという疑いのない原則を先例の裏付けなく否定することになってしまう。第1修正は、組合に参加もしくは組合を支持したくないPAから組合費の強制徴収を禁止している。

控訴審判決は一部破棄され、一部維持される。本件事例は、本判決の意見に従って今後の手続が進められる。』¹⁴⁾

(2) ケイガン裁判官反対意見（ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調）

このような法廷意見に対して、ケイガン裁判官は、アブード判決が適用されるべきであるとの立場に立ち、以下のような意見を展開している。

① 先例としてのアブード判決

「アブード判決が、本件で提示された問題を解決する。アブード判決は、政府が、第1修正上、雇用条件の改善のために、組合が交渉するに際して、組合費の強制徴収を求めることができると判示した……本件において、イリノイ州は、在宅介護が必要な者のために、在宅介護者を雇用しているが、これらの者をSEIUが代表することになっている。イリノイ州は、組合との団体交渉によって、賃金や福利厚生を含む重要な雇用条件を確定するのである。組合費の強制徴収を課すことにおけるイリノイ州の利益は、他の州公務員と何ら変わるところがない。

本裁判所の先例は、労働環境を処理する広範な権限を政府に与えてきた。その中には、公務員でなければ規制されないような言論の制約も含ま

14) Id. at 2645.

れている。アブード判決は、それら先例の中の1つである。

以上のような理由で、本日の法廷意見は、喝采を受けるものではないが、満足すべきところはある。本件が本裁判所に上告された際、主たる問題は、アブード判決が破棄されるべきかどうかというものであった。上告人は、ほとんど40年近く維持されてきた先例を破棄すべきものと我々に迫ったのである。多数意見はアブード判決を攻撃することには抗いきれなかったものの、先例拘束力の原則から離れさせるような上告人の誘いには乗らなかった。

本件は、明確な1つの問題を提起している。それは、アブード判決がデトロイト市の教員に対するのと同様にイリノイ州の介護提供者にも適用されるのかということであった。多くの側面で、2つの事件が違うものだと考える人はいない。また、上告人は、SEIUが政治的、イデオロギー的事項に対する組合費の支払いについて、アブード判決が引いた線を越えていると主張しているわけでもなかった。]¹⁵⁾

「アブード判決なら簡単にこの問題を解くことができるというのは、イリノイ州が上告人の雇用をどのように制度設計し、なぜそうしたのかを見ることではっきりする。上告人は、イリノイ州が抛出する医療保険制度によって作り出されたりハビリテーションプログラムで働いている。それは、病院に通うことができない障害者に在宅介護を提供するものである。このプログラムの下、各障害者（同州はこれを「顧客（customers）と呼んでいた。）は、個別のアシスタントから介護を受けることができ、その数は20,000に及んでいた。イリノイ州は、介護提供者を包括的に統制することもできたのであるが、そのサービスが区々であることを理由として、顧客自身とその権限を分け合うことを選んだのである。

このことから、イリノイ州は、雇用全てに対して条件を設定した。特に、州は、賃金や保険を含む福利厚生を決定する。規制をとおして、州は、職務の基本的な質を保証する。たとえば、アシスタントは、身元保証

15) Id. at 2645-6.

や推薦書を提出しなければならず、十分な職務経歴と研修を受けていなければならない。

州によって制度設計されたしくみの中で、もちろん、顧客は中心的な責任を負う。顧客は、PAに対して、日常の監督権を行使する。そして、(州が資格審査をした候補者の中から)特定の介護提供者を選び、必要な命令を行い、解雇をする権限も有する。しかし、それらが重要であるとしても、州は重要な役割を演じている。顧客がPAを雇用するに先立ち、顧客の要望に応じられるかどうかや顧客とコミュニケーションできるかどうかについて、カウンセラーが保証を与えるのである。また、顧客だけがPAを雇用することができるにしても、州は、基準に達しないPAを拒否することによって、雇用に影響を与えることができるようになっている。多数意見は、この文言を狭く解釈した。しかし、州は、そう解釈したわけではない。]¹⁶⁾

「このようなくみを念頭に置いたならば、アブード判決が適用されるべきである。顧客が介護提供者との関係を処理するにしても、PAのすべての勤務条件や雇用条件について権限を行使することができるのは、イリノイ州だけである。言い換えると、それら事項は、ほとんど団体交渉の対象となる事項である。とくに、もしPAが賃金を上げてほしいと望んでいる場合は、顧客に対してではなく、州に要求しなければならない。健康保険についての要望がある場合も同様である(多数意見は、介護提供者は、法律上定められた停年がないことや健康保険のサービスも受けられないとしているが、これは不適切である。州とSEIU間の団体交渉は、当初からPAにも利益を与えてきたし、州拋出の健康保険はPAにも適用される)。そして、イリノイ州政府は、交渉のテーブルに着いて、これらの問題についての意見を表明するのであるから、それらはほとんどのPAにとって重要であるし、職場の安定にとって影響を及ぼすことになる。したがって、労働組合費の公平な負担条項が持つ州の利害は、アブード判決と同じであ

16) Id. at 2647.

る。本件でも、州は、平等かつ適切な資金によって裏付けられた排他的代表者と被用者の雇用条件について話し合うことで、制度が有効に機能する利益を有している。」¹⁷⁾

「実際、この制度の歴史が排他的代表者と交渉することにおける州の利益を証明しているが、その利益とは、アブード判決が認め、保護しようとした利益と同じである……個々の顧客は、制度に関わる問題について主張するには力が弱い。むしろ、州が、雇用条件についての包括的なコントロール権限を持っているのであるから、そのような主張を行うことができる唯一の雇用者なのである。

さらに、多数意見は、顧客が雇用や解雇についての権限を持っている以上、EIUが介護提供者のために行動できる団体交渉の範囲は制限されていると主張している……本件において、団体交渉の範囲は、基本的な権利義務と並んで、賃金や福利厚生についてであるが、それらはアブード判決を正当化する利益を意味すると考えるに十分である。結局、それらが問題となるのは、被用者すべてに同じであるし、州雇用労働者の本質や性質に関して等しく影響を及ぼすものである。

最後に、多数意見は、イリノイ州法の特性にウエイトを置いた判断をしている。つまり、州の規制は、PAの統一的賃金を要求するものであるという点である。多数意見によると、アブード判決のフリーライダー理論は、本件では妥当しないという……しかし、この考え方は、二重に間違っている。第1に、イリノイ州の規制は、賃金にのみ適用される。SEIUが在宅介護を提供する者のために獲得してきたような健康保険サービスには適用されない。また、州規制は、州と介護提供者との間の合意から生じるすべての事項に関して優先的な参加を禁止しているわけではない。第2に、州の規制が団体交渉に関するすべての事項をカバーするとしても、多数意見の主張は、不合理な結論を導くものである。すべての規制が公正な代表義務のサスペンダーとして機能しているわけではない。イリノイ州は

17) Id. at 2648.

2つの方法で団体交渉の結果を保障しようとしているが、それは、すべての被用者が組合のフリーライダー問題に対して折り合いを付けられるように利益を高められるようにしようとしているものである。

ここまでで説明できたのは、多数意見が本件とアブード判決を区別しようとする理由についてである。これらをまとめると、多数意見は、その区別に成功していない。問題をさらに悪くしているのは、多数意見の結論である。つまり、障害者に自分自身の介護についてコントロールする権限を州が与えることに足かせをはめるといものである。もし、イリノイ州が、雇用関係の全ての面について集約をするように制度設計したのであれば、またそうすることもできたであろうが、アブード判決の適用如何についての問題は生じなかった。イリノイ州は、PAの選択や解雇、あるいは日々の監督について、選択を得ることで、プログラムの受益者の尊厳と独立を尊重することを選んだのであるから、何も変更されるべきではない……州は、個別ケアサービスが効率的かつ効果的に実施されるよう努めることの一部として、すべての被用者がその団体交渉の代表者を資金的に支援するよう求める権限を認めたのである。』¹⁸⁾

② アブード判決は廃棄されるべきか

ケイガン裁判官反対意見の第2の骨子は、上告人によって展開されたアブード判決批判、とりわけ、先例としてのアブード判決を廃棄すべきとの主張を検討する。その際、同裁判官は、「先例拘束力の原則」によりながら、アブード判決を擁護するのである。

「上告人は、おそらく、本件とアブード判決を区別することが難しいことを認識していたのであろう。それゆえ、より根本的な問題を提起していた。それは、多数意見がいう『常勤公務員』を含め、すべての公務員に対するアブード判決の適用に関するものであった……多数意見は、上告人のこの主張を退けたのであり、それは正しいことだったと思う。本裁判所

18) Id. at 2650.

は、アブード判決を覆すに必要な特別の正当化を見いだせない。しかし、多数意見は、アブード判決への批判を思いとどまることができなかった。最初、多数意見は、本件を違うやり方で処理しようとしたことがそれを示唆している。

本裁判所の先例拘束力の原則に関する考え方は、なぜ多数意見がアブード判決を破棄できなかったのかを説明する。この原則は、法の支配の礎石であると、我々は述べてきた……本裁判所は、先例から離れるには、特別の正当化を必要とすると判示してきたのである。

また、アブード判決は、ただの先例ではない。それは、他の多くの判決にはないような方法で守られてきた。40年近くにわたり、我々はアブード判決を繰り返し引用してきたし、団体交渉のコスト（政府がその負担を強いることができる）と政治活動を区別するというコアの部分を繰り返し適用してきたのである。

おそらく、もっと重要なことには、アブード判決は、様々な信頼に足る利益を作り出してきたことがある。20を超える州が公正な負担条項を立法化しているし、それに基づき、同条項を含む協約を組合との間に結んできたのである。『先例拘束力の原則』は、もし、先例を覆すのなら、州は制定法を考え直すよう求めるのである。

アブード判決に対する多数意見の批判は、同判決にこだわる強力な理由を打ち負かすにはほど遠いものである。特別な正当化が求められるということは、先例が間違っているということを証明するだけでは足りないのである。』¹⁹⁾

③ 雇用主としての政府

「当裁判所は、政府が主権者としてではなく、雇用者として活動するときには、より広い憲法上の裁量を持つことを長きにわたって認めてきた……その結果、公務員は、その自由に対する制約を一定の範囲で受け入れ

19) Id. at 2651.

なければならない。政府の被用者は、その地位を受け入れたからと言って、憲法上の権利を失うわけではないが、それらの権利は、雇用という文脈の現実と利益衡量されなければならないのである。]²⁰⁾

「それ以上に、本裁判所は、第1修正の権利を含む数多くの判決でこれらの原理を展開してきた。雇用主としての政府は、私企業の雇用主と同様に、公共の役務が適切に提供されるように、被用者の表現の自由の重要な部分をコントロールできると判断してきたのである……より注目すべき点として、本裁判所は、ピッカリング判決で展開された二段階基準を用いている。第1に、仮に問題となる表現が公の関心事項に関わらないならば、被用者は第1修正の権利を持たない。第2に、その言論が公の関心事項に関わるものであれば、裁判所は、被用者の市民としての利益と州が雇用者として、その被用者を通じて公共サービスを効果的に提供できるかという州の利益を衡量することで、政府がその行動に対する十分な正当化を有するかどうかを検討することになる……アブード判決は、これらの判決の一部である。そして、現実にはその中心的な判断はピッカリング判決に投影されている。アブード判決は、公正な負担条項が雇用の前提条件であり、団体交渉における被用者の代表の費用をカバーするものであると認めていた……しかし、本裁判所は、雇用者としての政府が、賃金や福利厚生といった問題に対して被用者との間でどのように最善の交渉をするかを決定できるものと判断してきた……ピッカリング判決によると、本裁判所は、団体交渉とその政治活動との間に線引きをすることで利益衡量を行ってきたのである。すなわち、一方には、アブード判決が判示したような、雇用関係や賃金、雇用条件のような私的な関心事項と雇用者としての政府の利益を置く。他方に、公の関心事項に関わる政治活動の言論や職場を作り出す際の政府利益とは関係のない、それゆえに、これら事項に対する組合費の強制徴収が禁止される事項を置くのである……多数意見の批判は、主としてこれらの点を不適切と見なすことで道をそれてしまっている。多数意見

20) Id. at 2653.

は、本裁判所がアブード判決をピッカリング判決の利益衡量の基礎に置いていることはないと主張する。しかし、アブード判決がピッカリング判決を引用していない点に依拠することは、重要な論点を見誤ることになる。異なる歴史的な由来から生じているとしても、両判決は同じ問題のバリエーションといえる。それは、表現行為に影響を与えるような雇用条件を採用することを政府がどの範囲でなし得るのかという問題である。²¹⁾

このように、ケイガン裁判官は、アブード判決の法理が本件のような事例にも適用されるべきこと、政治的、イデオロギー的な事項に関わらない、本来の団体交渉事項については、団体に属する者に対して協力強制を求めることができることを確認するのである。

3. 研 究

(1) 本判決の意義

① 強制加入団体の正当化

団体が行う活動に対して、構成員はどの範囲で、またいかなる程度において協力義務を負うのか。この問題は、アメリカ合衆国のみならずわが国においても盛んに議論されてきたところである²²⁾。

アメリカ合衆国においては、労働組合への強制加入、いわゆるユニオンショップ協定が一定の要件の下で認められてきた。全国労働関係法（National Labor Relations Act）8条(a)(3)ただし書きがこれを認めている²³⁾。また、弁護士会によっても強制加入の形態をとるものがある。したがって、組織設立強制や加入強制の合憲性についても古くから議論が行われてき

21) Id. at 2654.

22) 文献は多い。比較的新しいものとして、小野善康「結社の自由」高見・岡田・常本編『日本国憲法解釈の再検討』196頁（有斐閣2004年）；斎藤正彰「法人および団体の人権」小山・駒村編『論点探求 憲法 第2版』74頁以下（弘文堂2013年）；拙稿『近代憲法における団体と個人』217頁以下（不磨書房2004年）等参照。

23) 中窪裕也『アメリカ労働法 [第2版]』95頁（弘文堂2010年）。

た。すなわち、結社の自由を認める合衆国憲法第1修正は、結社そのもの、あるいは結社への加入脱退を個人の選択に委ねていると解されているが、強制加入は、この自由に対する大きな例外を定めることになるからである。本件もまた、この長い議論の中で生じたものであり、問題の重要性や根深さを再認識させるに十分なものであった。

結社への加入脱退の自由を制約できる根拠は何か。本判決においても触れられているとおり、そこにはいくつかの正当化が試みられてきた。それは、国家と対峙できる団体を作り出すことが個人を擁護することにつながるという視点であったり、一定の者（労働者）の地位を向上させるための連帯の必要性に訴えかけるものもある。また、そのためには、団体活動がもたらす利益をただ乗りさせないため、等しく負担を求めるという視点もあり得る（フリーライダー理論）。さらには、専門職の自律性と職の中立性を維持するため、一定の職業を営む者を特定の団体に加入させるという理由も考えられる。いずれにせよ、事柄は、個人の自発的意思に対する制約を伴うものである以上、そこで持ち出される正当化は、単に合理的な理由では足りない。個人の自発的意思に制約を課してでも追究されなければならない利益を主張する必要がある。

② 協力強制と判例理論の推移

加入強制が正当化されるとしても、そこで行われる活動に対して、構成員はどの範囲で、あるいはどの程度協力する義務を負うのであろうか。もちろん、嫌がる個人を物理的に拘束して、一定の作為を義務付けることは憲法に反する。それゆえ、この点で争点となってきたのは、金銭の給付義務、会費の納入義務であった。この点で、合衆国最高裁判所が先例として位置付けてきたのが1977年に判示されたアブード対デトロイト教育委員会事件であった。

同判決では、ステュワート裁判官法廷意見が、それまでの判例理論を整理しながら、「団体交渉の事項と密接に関わる問題」と「政治的・イデオロギー的な問題」を区別して、前者に対する組合費納入義務が肯定される

と判示したのであった²⁴⁾。その後、長きにわたって、アブード判決の「密接な関連性理論」が後続の判例を支配することになる²⁵⁾。

本稿で取り上げたハリス事件は、アブード判決の「密接な関連性」テストをどう解釈するか、その先例としての妥当性をどう考えるのかという、根本的な論点に関わるものであった。判決の中でも触れられているとおり、上告人は、アブード判決そのものの廃棄を求めたのであるが、法廷意見はそこまでの判断を示すには至らなかった。しかし、その代わり、アブード判決の「密接な関連性理論」の射程を縮減したのである。

法廷意見は、アブード判決の適用を回避するために2つの論理を採用した。第1に、アブード判決は、常勤公務員を対象としたものであって、本件のような特殊な雇用関係にある者については適用されないというものである。

ところで、アリート裁判官は、次のように述べていた。

「PAのユニークな地位は、本件の目的にとって重要な意味を持つ。アブード判決の理由付けは、その強弱はともかく、組合がアメリカの労働法の下で包括的な権利義務を持っているとの前提に基礎付けられている。しかし、今問題となっているイリノイ州法の下では、組合の権利義務は限定されていて、その結果、アブード判決が組合に認めたような強大な権限を持っているとの主張は不適當である。」²⁶⁾

すなわち、アブード判決は、公務員の勤務条件や雇用環境について、州が包括的なコントロール権を持つ場合の法理であって、本件PAのように、職務の内容については、顧客である在宅要介護者に決定権が委ねられている場面とは異なるというのである。

これに対して、ケイガン裁判官反対意見は、団体交渉の代表者がPAの利益のためにも行動することを重視して、次のように述べていた。

「アブード判決が、本件で提示された問題を解決する。アブード判決は、

24) *Abood v. Detroit Board of Education*, 431 US 209, 232 (1977).

25) これらの点について、拙稿前掲327頁以下参照。

26) 134S. Ct. 2637.

政府が、第1修正上、雇用条件の改善のために、組合が交渉するに際して、組合費の強制徴収を求められることができると判示した……本件において、イリノイ州は、在宅介護が必要な者のために、在宅介護者を雇用しているが、これらの者を SEIU が代表することになっている。イリノイ州は、組合との団体交渉によって、賃金や福利厚生を含む重要な雇用条件を確定するのである。組合費の強制徴収を課すことにおけるイリノイ州の利益は、他の州公務員と何ら変わるところがない。²⁷⁾

ユニオンショップ協定の合憲性が「公正な代表義務 (fair representation)」によって担保されている以上は、職務内容決定権が誰にあるのかではなく、団体交渉の利益を誰に及ぼすのが重要であるとするのが反対意見の視点である。法廷意見と反対意見の間では視点が共有されているわけではない。

法廷意見がアブード判決の射程を限定するために採った第2の解釈は、アブード判決が採用した目的二分論、すなわち、「団体交渉事項と密接に関連する事項」と「政治的・イデオロギー的事項」二分論を排撃するものである。

アリート裁判官法廷意見は、次のように述べる。

「この主張 (上記二分論—筆者注) は、現実にくってかかるようなものである。たとえば、本件においては、団体交渉に関連する (germane to) 組合の言論は、PA の賃金や福利厚生を上げるためのものであったことは明らかである。PA の賃金や福利厚生を上げることは、医療保険制度 (Medicaid Program) の下での支出を増やすことを意味する。そして、それは医療費の水準を上げることの議論を避けることができず、大きな公的関心に他ならない。」(前掲)

この説示が意味するものは重大である。法廷意見の論理を貫くと、団体交渉事項のほとんどが「政治的・イデオロギー的事項」に当てはまってしまうからである。それゆえ、本判決は、アブード判決を実質的に骨抜きに

27) Id. at 2645.

したとの評価にも頷けるところがある²⁸⁾。この論理を貫徹すると、事柄がどのようなものであれ、組合費の納入義務を課することができる余地は考えられなくなる。

このように考えると、本判決は、判例変更という、あからさまな方法を避けた上で、アブード判決を実質的に廃棄したに等しい意味を持つと考えることもできるであろう。それゆえ、少々穿った解釈になるが、ケイガン裁判官反対意見が、法廷意見を評して、「本日の法廷意見は、喝采を受けるものではないが、満足すべきところはある。本件が本裁判所に上告された際、主たる問題は、アブード判決が破棄されるべきかどうかというものであった。上告人は、ほとんど40年近く維持されてきた先例を破棄すべきものと我々に迫ったのである。多数意見はアブード判決を攻撃することには抗いきれなかったものの、先例拘束力の原則から離れさせるような上告人の誘いには乗らなかった」（前掲）と述べたのには、いささか皮肉が込められていたようにも感じられるのである。

しかし、実のところ、アブード判決に対する批判は、判決直後から、合衆国最高裁判所内部でも根強く展開されていたのである。1991年に判示されたレーナート判決では、スカリア裁判官が、「密接な関連性」基準の曖昧さを指摘して、協力強制を課することができる事項を「団体交渉事項に関連する」ものから、「組合の法律上の義務」の履行に関係する事項へ縮減すべきであるとの判断を示している²⁹⁾。

③ 言論の規制と言論の強制——審査基準の問題

法廷意見において興味を引くのは、言論強制に対して課される司法審査の水準の問題である。法廷意見は、次のように述べる。

「アブード判決が本件事例を方向付けるものでないとするならば、イリ

28) Leading Cases, First Amendment-Freedom of Speech-Harris v. Quinn, 128 Harv. L. Rev. 211 (2014).

29) Lehnert v. Ferris Faculty Association, 500 U.S. 507 (1991). この点について、拙稿前掲333頁参照。

ノイ州法によって強制される組合費支払いの合憲性は、一般的に適用される第1修正の基準で分析されなければならない。政府は、好ましからぬ思想の拡散を禁止することができないし、好ましい思想の奨励を強要することもできない。そして、他の私人や私的な団体の言論に対して資金提供を強要するかのごとくは、言論を強いることと同じ脅威をもたらすことになる。結果として、組合費の強制徴収は、ノックス判決で説明したように、第1修正に対する重大な侵害となり、厳格な第1修正の審査を通過しない限り、容認されないのである。』³⁰⁾

法廷意見は、言論を規制することと言論を強制することに違いはなく、いずれも同様なレベルの審査基準が適用されるべきことを説いている。そして、その水準は、厳格なレベルの審査であることを要するという。先に見たとおり、本判決は、アブード判決における二分論を捨て去り、あらゆる団体交渉事項が公的関心事項であると判断した。公的関心事項に対する規制は、それが言論を禁止する場合でも、言論を強制する場合でも同じ審査に服するというのである。この立場を受け入れるならば、ほとんどすべての組合費強制徴収は憲法違反ということになるであろう。

これに対して、ケイガン裁判官反対意見は、公務員の勤務関係においては、州の裁量が優先されるとの立場から反撃を行っている。同裁判官によれば、公務員の言論とその規制に関する合憲性は、利益衡量によって決まるといふ。

「問題となる表現が公の関心事項に関わらないならば、被用者は第1修正の権利を持たない。第2に、その言論が公の関心事項に関わるものであれば、裁判所は、被用者の市民としての利益と州が雇用者として、その被用者を通じて公共サービスを効果的に提供できるかという州の利益を衡量することで、政府がその行動に対する十分な正当化を有するかどうかを検討することになる。』³¹⁾

30) 134 S. Ct. 2640.

31) Id. at 2654.

この対立は、本判決に先立つ2年前に判示された、ノックス判決で顕在化した。ノックス判決では、本件と同様、組合費の強制徴収が問題となった。法廷意見を述べるアリート裁判官は、事前の告知なしに、組合費を増額し、それを公的関心事項に関する住民投票への活動に充てることの可否には厳格な審査が適用されるべきであると判示している³²⁾。このような考え方は、これまで合衆国最高裁判所には見られなかったものである³³⁾。

公共の利害に関する事項について語る自由を制限することは、公共の利害に関する事項について関与させることと同じなのかどうか。また、それを組合費の強制徴収の場面でも適用することが妥当なのかどうか。法廷意見は、この点について詳しく述べることなく、厳格審査の適用領域を拡大したのであった。同じく強制言論が問題となったユニテッド・フーズ判決と本判決を区別して、労働組合の活動であっても、それが公共の関心事項に関わるものである以上、営利的言論の強制に適用される審査基準より高次の基準が適用されるべきだと解釈した点もまた、本判決の特徴である³⁴⁾。

④ 合衆国最高裁判所における表現の自由判例の傾向と本判決の位置付け
本判決の特質を一言で表すとすれば、次のようになろう。ユニオンショップ協定の下では、組合費の強制徴収は、その用途が団体交渉事項（賃金や福利厚生のような労働条件の改善）であったとしても、それが同時に公的関心事項に及ぶ以上は、憲法に反する。この結論がもたらすインパクトは、あまりに大きい。

32) Knox v. Service Employees International Union, Local 1000, 132 S. Ct. 2277, 2291 (2012).

33) Leading Cases, *supra* note at 219.

34) 営利的言論の強制に関しては, Jennifer L. Pomeranz, Compelled Speech under the Commercial Speech Doctrine: The Case of Menu Label Laws, 12 L. Health Care L. & Poly, 159 (2009); Jennifer M. Keighley, Can You Handle The Truth? Commercial Speech and the First Amendment, 15 J. Const. L. 2 (2012).

一方で、合衆国最高裁判所は、政治献金規制に対して厳格審査を適用して、総額規制を無効とする判断を示している³⁵⁾。政治献金の総額を規制することは、政治過程に対する言論の影響力を調整することであって、許されないというのである。この姿勢と本判決を並べたとき、合衆国最高裁判所が個人の政治的決定や活動に対する制約を撤廃し、政治過程への参加は、個人の意思のみによって行われるべきであるとの考え方に転換しつつあるように思われる。政治献金規制を支持し、労働組合による活動への協力強制を認めるのがリベラル派裁判官たちであり、これらの足かせを撤廃しようとするのが保守派裁判官たちであるというのも興味深い現象である。

仮に、この傾向が加速するならば、政治過程に対して金銭的な影響力を行使できる個人が優位に立つ一方で、団結によって影響力を行使するほかない労働組合が劣位に置かれることは避けられない。労働組合による活動が金銭的に制約されるならば、政治過程に反映される利害にもまた影響が及んでくることになるであろう。

また、表現規制に対する違憲審査基準という点においても本判決は興味深い論点を提供する。厳格審査の適用領域が拡大すれば、多くの表現規制を退けることができる。しかし、その結果として、多様な意見が思想の自由市場に出回ることになるわけではない。逆に、一面的で、特定の利害だけを反映する言論によって市場が支配されることにもなりかねない。多元的で、多様な主張を市場に送り出すためには、むしろ規制が是認される場合も考えられないであろうか。厳格審査の後に残るのは、「思想の自由市場の失敗」であるのかもしれない。

むすび——本判決の日本法への示唆

わが国の労働法学では、ユニオンショップ協定の評価は分かれている。緩やかな運用が行われている現状を踏まえ、これを積極的にとらえるもの

35) 拙稿「選挙資金規制と司法審査」比較法雑誌49巻1号1頁(2015年)。

もあれば、結社の自由における個人の意思を重んじて消極的に解するものもある³⁶⁾。雇用形態の多様化によって、単一の労組がすべての被用者の利害を代弁し、すべての者のために団体交渉を行い得るのかについても疑問が提示されている状況もある。

その中で、加入を強制し、活動に対して一定の協力義務を課すことになお公益性を見いだすのか、個々人の意思を重視して、強制から解き放つことが適切なのかについては、なお慎重な検討が必要である。

わが国の場合、税理士会の政治献金が争われたケース³⁷⁾と司法書士会の復興支援金が問題となったケース³⁸⁾の間で、整合的な解釈が提示されてきたわけではない。政党への支持のように「国民一人ひとりが主権者として意思決定すべき問題」に該当しなければ、団体の活動への協力を義務づけられるのか。1つの団体が多様な構成員の利害を過不足なく反映できる時代が終わったとすれば、この問題は、これからも問われ続けることになるのではなからうか。

本判決は、団体活動への協力義務に関する先例として、40年以上にわたり影響力を持ち続けてきたアブード判決を実質的に覆す意味を持っている。団結しない自由、団体活動に協力しない自由を認めた先に待ち構えるのはどのような社会なのであろうか。仮に、わが国がアメリカと類似の社会状況にあるのであれば、本判決の意味するものを熟考する価値はあると考えられる。

36) 積極的に解するものとして、菅野和夫『労働法 第9版』528頁（2010年）。

消極的に解するものとして、西谷敏『労働法 [第2版]』540頁（2013年）。

37) 南九州税理士会事件。最判平成8年3月19日判例集未搭載。

38) 群馬司法書士会事件。最判平成14年4月25日判時1785号31頁。

営利法人と信教の自由

Burwell v. Hobby Lobby Stores, Inc., 573 U.S. ___, 134 S. Ct. 2751 (2014)

吉田 貴明*

はじめに

わが国における「法人の人権」をめぐる議論として、かつては法人の本質について擬制説・実在説の対立があった。現在では、法人が人権を享有し得ることを前提として、その範囲ないし限界の問題に議論が移っており、判例・学説は性質説¹⁾の立場を採っている。しかし、ある人権が法人についても保障されているかどうかを検討する際に、人権ないし法人の「性質」として何を抽出すべきであるかは、必ずしも明らかではない。

そこで本稿では、営利法人による宗教活動という問題を取り上げた Hobby Lobby 判決²⁾(以下、「本判決」という。)について検討する。そして、「法人の人権」をめぐる議論に対して、本判決はどのような示唆を有するかを考察する。

* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

1) 八幡製鉄政治献金事件(最大判昭和45年6月24日民集24卷6号625頁)において最高裁は、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきである」と判示している。学説として、芦部信喜『憲法学Ⅱ 人権総論』(有斐閣、1994年)161頁、小山剛『「憲法上の権利」の作法』(尚学社、新版、2011年)98頁、野中俊彦ほか『憲法Ⅰ』234頁〔中村睦男〕(有斐閣、第5版、2012年)などが挙げられる。

2) Burwell v. Hobby Lobby Stores, Inc., 573 U.S. ___, 134 S. Ct. 2751 (2014).

I Hobby Lobby 判決の要旨

1 事実の概要³⁾

(1) Conestoga Wood Specialties

Pennsylvania 州法の下で Norman Hahn が営利法人 (for-profit corporation) として設立した Conestoga Wood Specialties (以下, 「Conestoga 社」という。) は非公開会社 (closely held corporation) であり, Hahn 一族はその単独のオーナーである。彼らは議決権のすべてを掌握して取締役会を支配しており, Hahn の息子の一人は同社の最高経営責任者・社長を務めている。

Hahn 一族は敬虔なメソジスト教会⁴⁾の信徒であり, 「人間の生命は受胎時に始まる」と信じている。そのため, 彼らが経営する Conestoga 社では, 特定の避妊方法⁵⁾を対象範囲に含む団体健康保険に従業員を加入させないでいた。

Hahn 一族と Conestoga 社は, 1993年宗教の自由回復法 (Religious Freedom Restoration Act of 1993, 以下, 「宗教の自由回復法」という。)⁶⁾及

3) 訳語は概ね田中英夫編著『英米法辞典』(東京大学出版会, 1991年), 同編著『BASIC 英米法辞典』(東京大学出版会, 1993年) および樋口範雄『アメリカ憲法』(弘文堂, 2011年)を参考としている。

4) 中絶を拒絶するキリスト教の宗派である。

5) これらは避妊薬及び避妊器具ではあるものの, 受精卵の着床を抑制しその成長を阻害する効果を有する可能性がある。そのため, 当該避妊方法に適用される健康保険制度に対して保険料の納付を通じて関与することは, 「受胎時に生命が始まる」と信ずる原告らにとっては中絶に関与することと同義であり, 到底甘受することができない精神的苦痛であると思われる。

6) 42 U. S. C. §§ 2000bb-1(a), (b).

第2000bb-1条(a) 連邦政府は, 一般に適用される規範の結果であっても, 本条(b)項に掲げる場合を除き, 人の宗教活動に対して実質的負担を課してはならない。

(b) 連邦政府は, 人に負担を課することが, 次に掲げる事項のいずれにも該当する旨を立証した場合に限り, 人の宗教活動に対して負担を課することができる。

び合衆国憲法第1修正の宗教活動の自由条項⁷⁾を根拠として、保健福祉省 (Health and Human Services) その他の連邦機関を被告として差止訴訟を提起した。これは、食品医薬品局 (Food and Drug Administration) が承認した20の避妊方法のうち4つに対して健康保険が適用される限りにおいて、医療保険制度改革法 (Patient Protection and Affordable Care Act. いわゆるオバマケアである。) の下で保健福祉省が行った避妊に係る保険適用の強制 (contraceptive mandate. 健康保険の保険者に対して、一定の避妊処置への保険適用を求める規則又は命令をいう。) に関する訴訟である。

Pennsylvania 州東部地区連邦地方裁判所は差止命令の請求を棄却し⁸⁾、第3巡回区控訴裁判所も原判決を認容した (なお、同控訴裁判所の判決には反対意見が付されている。)⁹⁾。そして、宗教の自由回復法又は第1修正の意義に関して「世俗的な (secular) 営利法人は宗教的活動 (religious exercise) に関与し得」ず、保健福祉省による「強制は Hahn 一族個人々人に対して何ら要求していない」と判示し、Hahn 一族の主張を退けた¹⁰⁾。

(1) やむにやまれぬ政府の利益を増大させること

(2) やむにやまれぬ政府の利益を増大させるための最も制限的でない手段であること

7) Amendment I.

第1修正 連邦議会は、国教を定め、または自由な宗教活動を禁止する法律；言論または出版の自由を制限する法律；ならびに人民が平穩に集会をする権利、および苦痛の救済を求めて政府に対し請願をする権利を侵害する法律を、制定してはならない。

8) 917 F. Supp. 2d 394 (2013).

9) 724 F. 3d 377, at 381 (2013).

Jordan 裁判官の反対意見は次のとおりである。「Conestoga 社は宗教活動の自由に関していかなる権利をも有さないとする政府の主張及び多数意見の結論には欠陥がある。なぜなら、合衆国憲法は、政府が生み出した『営利・非営利』という区別をどこにも設けておらず、連邦最高裁判例の論理は Conestoga 社のような営利法人が信教の自由を与えられているとの認識を正当としているためである。」 at 398.

10) *Id.*, at 389.

(2) Hobby Lobby Stores, Inc.

Oklahoma州法の下、David Greenが設立した営利法人Hobby Lobby Stores, Inc.（以下「Hobby Lobby社」という。）は、全米に500店舗を構える美術工芸の会社である。また、彼の息子は同じくOklahoma州法の下、営利法人としてMardel社を設立した。2社は事業を拡大してきたが、非公開会社のままGreen一族が排他的に支配している。DavidはHobby Lobby社の最高経営責任者を、彼の息子らは同社の社長、副社長及び経営責任者をそれぞれ務めている。

Green一族はキリスト教徒であり、その意を受けたHobby Lobby社は「聖書に合致する原則によって会社を経営し、これを以て神を讃える」ことを目標に掲げている。Green一族もHahn一族と同様に、生命は受胎時に始まるため4つの避妊方法の利用は彼らの信仰を侵害すると確信し、拒絶している。

Green一族、Hobby Lobby社及びMardel社は宗教の自由回復法及び第1修正の宗教活動の自由条項の下、避妊に係る保険適用の強制の差止めを求め、保健福祉省その他の連邦機関を提訴した。

Oklahoma州西部地区連邦地方裁判所は差止命令の請求を棄却した¹¹⁾。しかし、第10巡回区控訴裁判所は、第3巡回区控訴裁判所と異なり、Green一族の事業を宗教の自由回復法における「人的なもの（persons）」であるとして当事者適格を認めた。そして、Hobby Lobby社及びMardel社に「信仰の譲歩」又は「毎年475百万ドルの支払い」のいずれかを選択させる、避妊に係る保険適用の強制は、宗教活動に実質的負担を課すものであると判示した¹²⁾。次に、Green一族の事業に対する権限行使に関して、保健福祉省は、①やむにやまれぬ利益を提示することができておらず、②連邦政府の利益を増大させるための「最も制限的でない方法」であったと証明できていないとした¹³⁾。以上のとおり判示した上で、同控訴裁

11) 870 F. Supp. 2d 1278 (2012).

12) 723 F.3d 1114, at 1141 (2013).

13) *Id.*, at 1143-1144.

判所は、Hobby Lobby 社及び Mardel 社は「回復不能の損害を立証した」として原判決を取り消し、地方裁判所へ差し戻した¹⁴⁾。

連邦政府は事件を連邦最高裁に上訴し、連邦最高裁はこれを受理した¹⁵⁾。

2 判 旨

(1) 法廷意見 (Alito 裁判官の意見に Roberts, Scalia, Kennedy 及び Thomas 各裁判官が同調している。)¹⁶⁾

宗教の自由回復法は、連邦政府が「人に負担を課すことが、①やむにやまれぬ政府の利益に寄与し、②これが最も制限的でない方法であると提示した」場合を除き、「人の宗教活動に実質的負担を課すこと」を禁止している¹⁷⁾。そこで、まず、本規定が Hobby Lobby 社、Conestoga 社及び Mardel 社 (合わせて、以下「本件各会社」という場合がある。) のような営利法人の活動を左右する規制に適用されるか検討する。

連邦議会は、宗教の自由回復法を公布することにより、当裁判所が憲法上要請されていると判示してきた以上に広範に信教の自由を保障している。連邦議会は、Hahn 一族や Green 一族のような人々に対して法的擬制を用いて保障を提供した。すなわち、同法の定義における「人」に法人を含めていた。しかし、この擬制の目的は自然人に保障を提供することにある点に留意しなければならない。法人は自然人が目的を達成するために用いる組織の形態にすぎない。制定法は、法人に何らかの形で関連する人々 (株主、役員及び従業員を含む。) の権利及び義務を明示している。憲法上又は法令上の権利が法人に拡張される場合、その目的は、これらの人々の権利を保障することにある。そして、本件各会社のような法人に宗教活動

14) *Id.*, at 1147.

15) 134 S. Ct. 678 (2013).

16) なお、本判決には Kennedy 裁判官の補足意見が付されているが、本報告の論点との関連性は乏しいため、割愛する。

17) 42 U.S.C. §§ 2000bb-1(a), (b), *supra* note 6 (emphasis added).

の自由を保障することは、これらを所有し支配する自然人の宗教的自由を保障することを意味するのである。

第3巡回区控訴裁判所は、Conestoga社について「世俗の営利法人」であって宗教の自由回復法の保障は及ばないとして、次のとおり判示した。「一般的な事業会社は個々のオーナー又は使用者の活動又は信仰から分離独立して宗教活動をなさない。事業会社は、その個人の行為者の意思や目的から分離独立して、祈念し、崇拜し、聖餐式を祝し又は他の宗教的動機に基づく行為をなさない」¹⁸⁾のである。これは真実であるが、的を射てはいない。法人が、これを所有し、経営し又はこれに使用される自然人から「分離独立して」何かをなすことはあり得ないのである。

上述のとおり、宗教の自由回復法は「人」が行う宗教活動に適用されるどころ、同法自体に「人」の定義は存在しない。そこで、辞典法（the Dictionary Act）を確認する。我々は「その文脈が別に示す場合を除き、連邦議会が制定した法律の意味を決定する際に」これを参照しなければならない¹⁹⁾。

辞典法において、「『人』という語には、個人だけでなく、法人、会社、法人格なき社団（associations）、企業（firms）、partnership、団体（societies）及びjoint stock companyが含まれる。」²⁰⁾とされている。「人」という語について、ある法人を含むものの、すべての法人を含むわけではないとする理解は存在しない。「人」は、法人を包含する場合があり、また、自然人に限るとすることもある。しかし、「人」には自然人と非営利法人（nonprofit corporations）が含まれるが営利法人は含まれないとする定義

18) 724 F.3d, at 385 (emphasis added).

19) 1 U.S.C. § 1.

20) *Id.* なお、partnershipとは、複数の者が、営利の目的で金銭、労力等を出資して事業を行う契約関係であり、わが国における民法上の組合及び合名会社に相当する。また、joint stock companyとは、法人格がなく、持分が証券に分割されて流通する営利企業をいう。田中・前掲注3) 624-625頁および477-478頁参照。

はあり得ないのである。

保健福祉省の主張及び本件各会社に対する宗教の自由回復法の保障に言及した反対意見の主要な部分は、「人」という法律上の語ではなく、「宗教活動」に焦点を当てている。保健福祉省及び反対意見によれば、本件各会社のような法人は宗教活動を行うことができないため、同法の保障は及ばない。しかし、保健福祉省及び反対意見のいずれも、この結論に至る説得的な論を提示できていない。

宗教の自由回復法によって保障されるかどうかは、法人という形態に起因するものであろうか。この点、保健福祉省は、非営利法人は同法によって保障され得ると認めているため、法人という形態のみによって説明することはできない。その宗教的「自律性」を増大させることによって「個人の信教の自由に寄与することもある」ため、非営利法人は特別であると反対意見は示唆している。しかし、この原理は営利法人にも等しく適用される。すなわち、営利法人の信教の自由を助長することは「個人の信教の自由に寄与する」ことにもなるのである。

法人という形態が十分でなければ、利益獲得という目的はどうであろうか。利益を獲得しようとする個人事業体が宗教活動の自由を主張し得るとすれば²¹⁾、本件各会社が同様の主張をなし得ないのはなぜであろうか。

営利法人の目的は単に金員を獲得することであるため、宗教の自由回復法は営利法人を保護してはいないと判示する下級審判決も存在する。この議論は現代企業法を無視するものである。「今日におけるアメリカの各管轄裁判所は、法人を一般企業法の下で、いかなる合法的な目的又は事業のためにも組織できると明示的又は暗示的に認めている。」²²⁾ 営利法人はオーナーの承認を得て、多様な慈善目的を支援する。そして、このような法人にとって人道的で利他的な目標に寄与することは稀ではない。営利法人がそのような尊敬に値する目的を追求し得るのであれば、同様に、宗教上の目

21) See *Braunfeld v. Brown*, 366 U.S. 599 (1961).

22) J. COX & T. HAZEN, *TREATISE OF THE LAW OF CORPORATIONS* § 4: 1, p. 224 (emphasis added).

的に寄与し得ないとする明白な理由は存在しないのである。

保健福祉省は（宗教の自由回復法の保障が及ぶと認めた）非営利法人と（同法の保障は及ばないとした）営利法人を明確に区別するが、その実態には疑問の余地がある。すべての法人が利益を最大化するために非営利法人として組織されるのを拒否するとは限らない。実際、営利法人を設立して非営利的な目標を追求するという内在的親和性を認識し、州は複合的な法人形態を正式に認め、次第に法を採用してきた。

いずれにせよ、本件における会社が適切に追求し得る目的は、その準拠する州法（本件においては、Pennsylvania 及び Oklahoma 両州の法）によって規律されている。そして州法は、営利法人が、そのオーナーの宗教上の原理と合致した利益を含む「いかなる合法的な目的」又は「行為」も追求できるとしているのである²³⁾。

最後に、保健福祉省は、実際上の問題として法人の真摯な「信仰」を明らかにすることは困難であるため、連邦議会は宗教の自由回復法を営利法人に適用することを意図していなかったと主張する。同省はさらに「IBM 社や General Electric 社のような巨大な上場会社（publicly traded corporation）の宗教的アイデンティティーに関する、二極対立を生じさせる委任状争奪戦」という悪影響を取り上げるに至る。

しかし、本件は上場会社に関係するものではない。そして、保健福祉省が言及する一種の巨大企業が、宗教の自由回復法の主張を行うことはないようである。同省は上場会社が同法の権利を主張する例を何ら示していない。そして、多くの実際上の制限がこれを阻止しているようである。例えば、親族でない株主（機関投資家とその利害関係者を含む。）が、同じ信仰の下で企業経営に同意するなどということは、空想の域を出ない。いずれにせよ、本件において、そのような会社に対する同法の適用可能性を考慮する必要はない。本件における会社は非公開会社であり、単一の家族によって所有され支配されている。そして、その真摯な信仰に異議を唱える

23) 15 Pa. Cons. Stat. § 1301 (2001), Okla. Stat., Tit. 18, §§ 1002, 1005 (West 2012).

者は誰もいないのである。

以上の理由により、我々は、営利的な非公開会社の活動に対する連邦規則の規制は、宗教の自由回復法に適合しなければならないと判示する。

避妊に係る保険適用の強制は、非公開会社に適用される場合、宗教の自由回復法に違反する。そのような法律上の問題に対する我々の決定は、Conestoga 社及び Hahn 一族によって提起された第 1 修正に基づく主張への言及を必要としない。

(2) 反対意見 (Ginsburg 裁判官の意見に Sotomayor 裁判官が同調し、Breyer および Kagan 両裁判官が一部同調している。)²⁴⁾

宗教の自由回復法におけるやむにやまれぬ利益テストは「人の宗教活動〔person's exercise of religion〕に実質的負担を課す」政府の行為に適用される²⁵⁾。法廷意見の言及は、辞典法における「人」の定義を包含しており、同法は「個人だけでなく、法人、会社、法人格なき社団、企業、partnership、団体及び joint stock company」にも拡張されるとしている²⁶⁾。しかし、同法の定義は「文脈」が「別に示」してない場合にのみ機能する²⁷⁾。ここでは、文脈が意義を示している。宗教の自由回復法は「人の宗教活動」を規定している²⁸⁾。法人が宗教活動を行い得る「人」として適格であるかどうかは、Smith 判決²⁹⁾以前の「宗教活動の自由に係る判例」

24) Breyer および Kagan 両裁判官は、「営利法人又はそのオーナーが宗教の自由回復法の下で訴訟を提起し得るかどうかについて判断せずその必要もない。」として、反対意見のうち本稿記載部分には同調していない。

25) 42 U.S.C. §§ 2000bb-1(a), *supra* note 6 (emphasis added).

26) 1 U.S.C. § 1, *supra* note 19.

27) *Id.*

28) 42 U.S.C. § 2000bb-1(a), *supra* note 6 (emphasis added). *See also* §§ 2000bb-2(4), 2000cc-5(7) (a).

29) *Employment Div., Dept. of Human Resources of Ore. v. Smith*, 494 U.S. 872 (1990).

宗教的儀式の一環でペヨーテ (幻覚作用のある植物である。) を摂取したことを理由に解雇された原告が失業給付を申請したところ、業務に関連した非行によって解雇された場合には給付できないとされた。Oregon 州法では、ペヨ

の「全体」を参照しなければ答えを出すことができない³⁰⁾。判例において、営利法人に関連する宗教活動の自由を支持する見解は存在しない。

本件以前、宗教の自由条項又は宗教の自由回復法のいずれを根拠とするかを問わず、宗教的理由によって営利法人が一般に適用される法から除外される資格を有すると当裁判所が認めた前例は存在しない。そのような前例がない点がまさに予期している。宗教活動は自然人の特性であり、人工的な法的主体のものではないからである。Marshall 首席裁判官が約200年前に意見したとおり、法人は「人工的な存在であり、不可視であり、実体がなく、法の意図によってのみ存在する」のである³¹⁾。より最近、Stevens 裁判官が注意を促すところでは、法人は「意識、信仰、感情、思考及び欲求を有しない」存在である³²⁾。

第1修正による宗教活動の保障は、連邦最高裁がまさに認めてきたところであり、教会及び宗教を基礎とする他の非営利組織を保護している³³⁾。「多くの個人にとって、宗教的活動はより大きな宗教団体に入団することからその意義の大部分を得て」おり、「宗教的な組織の自律性を増大させることは、個人の信教の自由にも寄与する」のである³⁴⁾。しかし、当裁判

一テの撮取は犯罪とされていたためである。原告は、当該行政処分取消しを求めて提訴した。連邦最高裁の法廷意見は、「失業給付を支給しないとする州の決定を合憲としたばかりでなく、本件のように法が宗教的行為をターゲットとしているのではない以上、宗教の自由条項の問題にならない」とした。樋口・前掲注2) 546頁。

30) *Gilardi v. U.S. Dept. of Health and Human Servs.*, 733 F.3d 1208, at 1212 (2013).

31) *Trustees of Dartmouth College v. Woodward*, 4 Wheat. 518, at 636 (1819).

32) *Citizens United v. Federal Election Comm'n*, 558 U.S. 310, at 466 (2010).

33) *See, e.g., Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church and School v. EEOC*, 565 U.S. ___, 132 S. Ct. 694, 181 L. Ed. 2d 650 (2012); *Gonzales v. O Centro Espirita Beneficente Uniao do Vegetal*, 546 U.S. 418, 126 S. Ct. 1211, 163 L. Ed. 2d 1017 (2006); *Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah*, 508 U.S. 520, 113 S. Ct. 2217, 124 L. Ed. 2d 472 (1993); *Jimmy Swaggart Ministries v. Board of Equalization of Cal.*, 493 U.S. 378, 110 S. Ct. 688, 107 L. Ed. 2d 796 (1990).

34) *Corporation of Presiding Bishop of Church of Jesus Christ of Latter-day Saints*

所の「宗教的な組織の権利に係る特別な配慮」はこれに留まるのみである³⁵⁾。伝統的に、そのような配慮は商業的な組織には与えられていない。実際、今日に至るまで、宗教的理由による除外は「商業的、営利的な世界」において営まれるいかなる団体にも拡張されてこなかった³⁶⁾。

理由はほとんど明らかであろう。宗教的な組織は、同じ信仰を有する人々の利益を助長するために存在する。営利法人はこれと異なる。営利法人の事業を継続させる労働者は一般に宗教団体に由来するものではない。実際、法によって、宗教を基礎とする基準が営利法人の全従業員を規制することはできない。同じ宗教を信じる人によって組成された団体と、様々な信仰を持つ人を活用する団体との区別は、明らかに、法廷意見の注意を逃れている。なぜ法廷意見は重要な違いから目を逸らすのか、疑問に思わずにはいられないだろう。

法廷意見は、営利法人は慈善目的を支援し、資金を宗教上の目的に利用し得るのであり、したがって、営利法人と宗教的な非営利組織との区別に疑問を呈している。法廷意見は再び、宗教的な組織は信仰者の団体に資するために存在している点を失念している。営利法人はその要求に合致しない。加えて、歴史は法廷意見を支持していない。「教会的」法人と「世俗的」法人の異なる特徴を認識することは、Blackstoneにまで遡る³⁷⁾。そして、内国歳入法典の制定以前において、当裁判所は繰り返しこの点に言及していた³⁸⁾。すなわち、「営利法人は、信仰者の団体が形成した宗教上の価値を永続させるよりも、利益を獲得するために労働者を用いる点で、宗教的な非営利組織とは異なる」のである³⁹⁾。

v. Amos, 483 U.S. 327, at 342 (1987).

35) Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church and School v. EEOC, 565 U.S. ___, 132 S. Ct. 694, at 706 (2012).

36) Amos, *supra* note 34, at 337.

37) See W. BLACKSTONE, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND, 458 (1765).

38) See Terrett v. Taylor, 9 Cranch 43, at 49 (1815), Trustees of Dartmouth College, *supra* note 27, at 645.

39) Gilardi, *supra* note 30, at 1242.

法廷意見は Braunfeld 判決⁴⁰⁾を引用し、「利益を獲得しようとする個人事業体が宗教活動の自由を主張し得るとすれば、〔本件各会社が〕同様の主張をなし得ないのはなぜであろうか。」と疑問を呈している。しかし、法人化されていない事業体が、宗教活動の自由条項の下で宗教上の便宜を得ることができるという前提を受け入れる点においてさえ、法廷意見の結論は根拠が薄弱である。個人事業体において、事業とそのオーナーは一人であり同一である。しかし、法人化された事業では、個人は事業体から分離され、事業体の義務に対する個人の責任を免れる。この分離はなぜ法人を支配する個人の利益についてのみ維持されるのか、疑問である。

宗教の自由回復法は営利法人に拡張されるという法廷意見の判断は、厄介な影響を有することになる。法廷意見は判決を非公開会社に限定しようとしているが、その理論は上場会社であるか個人企業であるかを問わずあらゆる規模の企業に拡張される。法人は人であると拡張した判断を（同法に係る他の誤った解釈と合わせて）法廷意見が表したことにより、同法による訴訟が大幅に増加するであろう点にほとんど異論はない。営利目的の事業体が、自身の信仰に対して攻撃的であると考ええる規制について、宗教を基礎とした適用除外を求める事態を引き起こしたのである。

以上に述べた理由から、私は第10巡回区控訴裁判所の判決を破棄し、第3巡回区控訴裁判所の判決を認容する。

II 研 究

1 連邦最高裁判決の状況

これまで連邦最高裁は、法人による人権の主張についておおむね肯定的な判決をしている。第一に、Santa Clara 判決⁴¹⁾は、「裁判所は、州はその権限内にある者から法の平等な保護を奪ってはならないとする合衆国憲法第14修正の規定が、法人に適用されるかどうかという問題に関する議論を

40) Braunfeld, *supra* note 21.

41) Santa Clara County v. Southern Pacific R. R. Co., 118 U.S. 394 (1886).

徴するつもりはない。我々は全員、適用があるとする見解に立っている。」⁴²⁾と判示した。しかし、その論拠は説示されていない⁴³⁾。第二に、Union River Logging R. Co. 判決⁴⁴⁾は実体的デュー・プロセス条項について、「後任の内務長官による承認の撤回は、デュー・プロセスなくして原告〔Union River Logging Railroad Company〕からその財産を剥奪しようと企図するものであり、それゆえに無効であった。」⁴⁵⁾と判示した。これは、連邦最高裁が財産権に関する「デュー・プロセスの保護を初めて法人に拡大させた。」⁴⁶⁾判決であると評されている⁴⁷⁾。第三に、Fong Foo 判決⁴⁸⁾は二重の危険禁止条項について、「その憲法の規定〔第5修正の二重の危険禁止条項〕は、本件のまさに根底にある。そして我々は、連邦控訴裁判所が無罪判決を取り消し、再度同じ罪で上訴人を裁く旨を命じた際に、同条項の保障は侵害されたと判決せざるを得ない。」⁴⁹⁾としている。しかし、Santa Clara 判決と同様に、その論拠は明らかでない⁵⁰⁾。第四に、

42) *Id.*, at 396.

43) 木下智史『人権総論の再検討—私人間における人権保障と裁判所』（日本評論社、2007年）270頁参照。

44) *Noble v. Union River Logging R. Co.*, 147 U.S. 165 (1893).

45) *Id.*, at 176.

46) Brandon L. Garrett, *The Constitutional Standing of Corporations*, 163 U. PA. L. REV. 95, 113 (2014).

47) 判決からは、その論拠は明らかではないが、「法人がデュー・プロセス条項によって契約の自由を保護されないならば、主として法人を対象とする規制は恣意的な方法によって立案されてしまう。」点が指摘されている。*Id.*

48) *Fong Foo v. United States*, 369 U.S. 141 (1962).

49) *Id.*, at 143. 他方、同じく第5修正の規定ではあるものの、自己負罪拒否特権条項については、法人は主張できないとされている。*Hale v. Henkel*, 201 U.S. 43, 69 (1906) は「免責法〔the immunity statute〕が個々の証人を保護する一方、同法は上訴人が代理人であり代表者である法人を保護してはいない。……第5修正の下における自己に不利になる証言を拒否するという人の権利は、純粋に証人の人的な特権である。」と判示した。

50) 木下・前掲注43) 253頁は、Fong Foo 判決において連邦最高裁が「法人が二重の危険の禁止の保護を受けうる理由については特に論じていない。」点を指

Marshall 判決⁵¹⁾は、「第4修正の令状主義条項は、個人の家宅と同様に商業的な建物をも保護している。」⁵²⁾と判示した。同条項の保護は私的空間だけでなく商的空間にも及ぶとされ、ここに自然人のものであるか法人のものであるかの区別は設けられていない。第五に、Citizens United 判決⁵³⁾は言論の自由条項について、「政治的言論は発言者の財産に基づいて制限されないという規範は、第1修正は発言者の特性に基づく政治的言論の抑圧を広く禁じているという前提の必然的な結果である。」⁵⁴⁾とし、自然人であるか法人であるかを問わず、言論の自由は保護されると判示した。

以上のとおり、連邦最高裁判決を概観してきたが、第1修正の宗教活動の自由条項が法人にも認められるかは本件によって提起された新たな問題であり⁵⁵⁾、注目すべき判決である。

2 本判決の意義

(1) 法人の本質に係る理解に関して、法廷意見と反対意見はほぼ一致しているといえよう。法廷意見は、法人を「自然人が目的を達成するために用いる組織の形態にすぎない。」として、「法的擬制」と位置づけている。反対意見は、まず Trustees of Dartmouth College 判決を引用し、法人は「人工的な存在であり、不可視であり、実体がなく、法の意図によってのみ存在する」ものであるとし、次いで Citizens United 判決を引用し、法人を「意識、信仰、感情、思考及び欲求を有しない」存在であると説示した。このような判示から、法廷意見および反対意見はいずれも、擬制説的

摘しつつ、「法人に二重の危険禁止の保障を与えるべき根拠を比較的詳しく展開した」下級審判決として United States v. Security National Bank, 546 F. 2d 492 (2d Cir. 1976) を挙げている。

51) Marshall v. Barlow's, Inc., 436 U.S. 307 (1978).

52) *Id.*, at 311.

53) Citizens United, *supra* note 32.

54) *Id.*, at 350.

55) See Zoe Robinson, *The Contraception Mandate and the Forgotten Constitutional Question*, 2014 WIS. L. REV. 749, 787 (2014).

法人観に立脚していると考えられる⁵⁶⁾。特に、宗教の自由回復法による保護が本件各会社にも及ぶとした法廷意見が、その結論を導くに際して、法人を社会的実在と捉えていない点は明らかである。

(2) 法廷意見と反対意見の対立は、次の3点にある。①宗教の自由回復法が保護しているのは「人」であるか、「人の宗教活動」であるか、②同法の保護が法人に及ぶと仮定して、営利法人をも保護するのか、非営利法人のみを保護するのか、③同法の保護が営利法人に及ぶと仮定して、非公開会社のみを保護するのか、営利法人全般を保護するのか、という点である。ここでは、①および②を中心に検討する。

①について、法廷意見は、宗教の自由回復法は「人」を保護しているが、「人」の定義は同法からは明らかではないとし、辞典法を参照することにより、法人は「人」に含まれると解した。他方、反対意見は、同法の保護は「人の宗教活動」に対するものであり、辞典法を参照すべき場合にあたらないとした。

「連邦政府は、一般に適用される規範の結果であっても、本条(b)項に掲げる場合を除き、人の宗教活動に対して実質的負担を課してはならない。」という同法第2000bb-1条(a)の文言からすれば、ここから「人」のみを抽出して議論をすることは、その文脈から離れた解釈につながる。同条は「人の宗教活動」を保護していると理解する方が自然である⁵⁷⁾。辞典法を参照

56) Paul Horwitz, *The Hobby Lobby Moment*, 128 HARV. L. REV. 154, 184 (2014) は、「本判決は、宗教上のものであるかどうかという、法人の『形而上学的地位』に関する主張に立脚してはいない。しかし、法人という形態を、宗教上の主張に対する障壁であるとしてもいない。人間社会のことがらに寄与する目的をもつ便利な『擬制』とみるのみである。」として、本判決は擬制説的法人観を採用したと理解している。

ただし、それぞれが特権説、集合説または契約説のいずれを論拠としたのかは、必ずしも明らかではない。なお、Jason Iuliano, *Do Corporations Have Religious Beliefs?*, 90 IND. L. J. 47, 98 (2015) は、「反対意見は法人擬制説を、法廷意見は法人集合説をそれぞれ支持した」と分析している。

57) Elizabeth M. Silvestri, *Free Speech, Free Press, Free Religion? The Clash Be-*

するならば、同条の趣旨を誤って解釈してしまうことになる。

②について、法廷意見は、宗教の自由回復法にいう「人」について、法人のうち非営利法人のみが含まれるとする定義はあり得ないとし、本件各会社のような営利法人に対しても同法の保護は及ぶと判示した。加えて、営利目的の個人企業が宗教活動の自由を主張し得る点を指摘しつつ、営利法人であっても宗教上の目的に寄与する場合があることを示し、それゆえに営利法人も同法によって保護されるとした⁵⁸⁾。他方、反対意見は、様々な信仰を持つ人を活用する営利法人は、同じ宗教を信じる人々によって組成された宗教組織とは異なると解し、これまで判例は営利法人という世俗的な団体に宗教的な配慮を拡張してこなかったと判示した。また、個人企業において事業者と所有者は同一であり、法人に同様の議論は妥当しない点を指摘した。

上述のとおり、宗教の自由回復法は「人」ではなく「人の宗教活動」を保護していると解すべきである。そして、同法にいう「宗教活動」には、あらゆる宗教活動が含まれる⁵⁹⁾。営利法人によって行われる宗教上の目的に寄与する活動も、宗教活動に含まれること自体に異論はない。しかし、営利法人がそのような活動を行うことは、営利法人自体が同法によって保護される根拠とはならない。宗教上の目的に寄与する活動を行い得ること

tween the Affordable Care Act and the For-Profit, Secular Corporation, 48 SUFFOLK U. L. REV. 257, 282 (2015) は、「宗教の自由回復法の基本目的は、宗教活動の保護に限定されており、宗教上の利益ではない。」としている。

58) *Id.*, at 281-282 は、「〔自然人の〕信教の自由に寄与することは、必ずしも宗教活動を構成するわけではない。特に、避妊に係る保険適用の強制には関連しない。」としている。

59) 42 U.S.C. §§ 2000bb-2 (4), §§2000cc-5 (7) (A).

第2000bb-2条(4) 本条において、「宗教活動」は、第2000cc-5条において定義されるとおり、宗教的活動を意味する。

第2000cc-5条(7)(A) 本条において、「宗教的活動」は、信仰体系によって強制されるかどうか、又は、信仰体系の中心であるかどうかにかかわらず、あらゆる宗教活動を含む。

を根拠として、営利法人が同法によって保護されるとすれば、上場会社であると非公開会社であるとを問わず、すべての営利法人が保護の対象となる。このような帰結は、本判決の論理を非公開会社に限定しようとする法廷意見の意図と合致しない。法廷意見が示した論拠は、それ自体が矛盾をはらんでいるのである⁶⁰⁾。

また、反対意見が指摘するとおり、個人企業と、団体である法人企業を、営利目的であるという点に着目して比較しても意味はない。その社員が多数の自然人によって構成される営利法人と、単一の自然人によって営まれる個人企業を同列に配しては、自然人と法人という差異を埋没させてしまうからである⁶¹⁾。

(3) 法廷意見は、営利法人に対して宗教の自由回復法による保護を認める一方、第1修正の宗教活動の自由条項が営利法人に適用されるかどうかについては、明言を避けた⁶²⁾。反対意見も、判例を参照し「第1修正による宗教活動の保障は、連邦最高裁がまさに認めてきたところであるが、教会及び宗教を基礎とする他の非営利組織を保護している。」と指摘するにとどまり、その論拠を示してはいない。「宗教活動は自然人の特性であり、

60) 小林祐紀「Burwell v. Hobby Lobby Stores, Inc., 134 S. Ct. 2751 (2014) —非公開企業の所有者の宗教的信条に反する避妊方法を従業員に提供する健康保険に含めるよう要求する連邦法は企業の信教の自由を侵害するとされた事例」アメリカ法2015-1号139頁, 143頁(2015年)は、「第1修正の先例において教会や非営利団体が信教の自由を根拠に法から免除を受けてきたのは、当該組織の宗教的自治を尊重することが組織に属する人々の利益の促進に繋がるからであり、営利企業にその類似性は見出せない。」と評している。

61) わが国会社法における一人会社のように、社員が一人しかおらず、それゆえに、その意思とかかる法人の意思が合致する形態で営まれている営利法人は、個人企業と対比できるかも知れない。しかし、このような営利法人は、きわめて特殊な形態をとっている。かかる営利法人に妥当する議論を、直ちに一般化することはできないであろう。

62) Horwitz, *supra* note 56 は、「Hobby Lobby 判決は、その是非はともかく、差し迫った問題に答えを提示している。また、賢明にも、他の問題には沈黙を貫いている。」と指摘している。

人工的な法的主体のものではない」という反対意見の判示によれば、「人の宗教活動」は、自然人によるそれを意味しているのであって、「法人の宗教活動」なるものは観念し得ない。宗教活動が自然人に固有のものであるならば、法人格の有無を問わず、団体による宗教活動は観念し得ないこととなる⁶³⁾。本件が、宗教の自由回復法が営利法人をも保護するかどうかを争点としていることに鑑みれば、この点に言及がないのも無理からぬことであろうが、反対意見の論理に矛盾が生じている向きは否めない。宗教の自由回復法も第1修正も、直接には法人を保護の対象としてはいないと解すべきであろう。このような理解は、上述の擬制説的法人観にも合致する。法人の宗教活動とは、結局、自然人による集合的な宗教活動にすぎないのである⁶⁴⁾。

宗教活動の自由条項が宗教的組織を保護する論拠について、反対意見は次のように理解していると推測される。「人間の結合体を、一人の人間との本質的類似性（たとえば統一した持続的意思をもち権利義務の主体となりうる点）に着目して、一人の人間として処理する法的擬制」⁶⁵⁾を法人であると考えるならば、法廷意見と反対意見がそれぞれ依拠する法人概念は、大きく異なっていないように思える。すなわち、「同じ信仰を有する人々の利益を助長するために存在する」宗教的組織は、一人の人間とし

63) この点について、宗教活動の自由条項の目的は「世俗権力によるあらゆる侵害を禁ずることにより、個人の信教の自由を保護することにある。」と判示した *Sch. Dist. of Abington Twp. v. Schempp*, 374 U.S. 203, 223 (1963) を引用した批判が加えられている。「法人は固有の信仰を有さない。なぜなら、信仰は個人の精神に由来するものだからである。このように、政治的迫害から個人を保護するという宗教活動の自由条項の目的によれば、同条項の適用は個人に限定されるべきであり、法人に適用されるべきではない。」 *Silvestri*, *supra* note 57, at 275.

64) 「法人の宗教活動」は観念できないとすると、同法は非営利法人を保護してはいないことになる。本件は、同法が営利法人を保護しているかどうかに係る訴訟であった。そのため、反対意見は先例を覆すような判断をささなかつたにすぎないと理解すべきであろう。

65) 笹倉秀夫『法哲学講義』（東京大学出版会、2002年）428頁参照。

て処理されることがあり得る。同様に、(2)③に掲げた、法廷意見と反対意見の対立（宗教の自由回復法は非公開会社のみを保護するのか、それとも、営利法人全般を保護するのか）に関していえば、反対意見が指摘するような上場会社の場合には、その株主が同じ信仰を有していない限り、信仰において法律上一人の自然人として扱われることはないというべきである。反対に、非公開会社であっても、同一の信仰を有する家族によって経営・支配されてはいない場合など、「その真摯な信仰に異議を唱える者は誰もいない」とは認められないときは、一人の人間として扱われないだろう⁶⁶⁾。

法律上、法人を一人の自然人として処理するとしても、ここには法人であるがゆえの限界が存在する。「宗教活動は自然人の特性である」のであって、自然人とは異なる存在である法人の特性であるということはできない。したがって、宗教の自由回復法は自然人のみを保護しており、宗教活動の自由条項の適用もまた自然人に限定されると解すべきである⁶⁷⁾。ただし、宗教活動の自由条項は、法人を含む団体という組織形態を用いて自然人が実施する集団的な宗教活動を保障していないわけではなく、また、このような団体に対して法律上の保障を与えることを妨げていない。本件

66) Horwitz, *supra* note 56 は、「本判決は、宗教の自由回復法の強い性質に合わせる、これを固く広く解している。しかし、影響があり得るにもかかわらず、連邦最高裁は、この判決〔の射程〕を非公開会社以外にまでは上げていない。やむにやまれぬ利益という算式は、別の問題や（差別を禁止する重要な法を含む）別の法領域に対して、異なる解答をもたらすであろう点を、法廷意見は明らかにしている。」と評している。

67) Jonathan A. Marcantel, *The Corporation As A "Real" Constitutional Person*, 11 U. C. DAVIS BUS. L. J. 221, 255 (2011) は、「連邦議会が第1修正の範囲内で対象を規制する権利を有していると仮定しても、修正案の起草者および批准者が身体を有する存在の権利を保護することにのみ関心を持っていたことが、憲法修正案の承認における議論、各州からの提議および州の基本文書からうかがえる。例えば、第1修正の起草議論において、第1修正に含まれることとなる権利は繰り返して『人間の本性』という『不可譲の権利』であるといわれていた。」と指摘している。

において適用の是非が争われた宗教の自由回復法は、法人を直接に保護するものではないが、法律によって団体の宗教的な自由を保障する途は閉ざされてはいないと解すべきである⁶⁸⁾。

3 わが国における議論への示唆

(1) わが国における法人による人権の享有について、判例・通説の立場は、上述のとおり性質説であるとされている。その論拠として、①法人の活動は自然人を通じて行われ、その効果は自然人に帰属する、②法人は社会において自然人と同じく活動する実体であり、現代社会における重要な構成要素である、という2点が挙げられる⁶⁹⁾。①は擬制説的法人観に、②は実在説的法人観に、それぞれ立脚した根拠付けである。しかし、2つの異なる法人観から同一の結論を導くことは可能であろうか。

①について、法人に人権を認めることによる利益が自然人に還元されるのであれば、法人はパススルーされるだけの存在である。法律によって権利義務の帰属主体とされとしても、あえてこれに人権を認める理由はない。すなわち、①の論拠はその結論と矛盾しており、法人による人権の享有を否定する考え方と親和的であるとさえいえる。

②について、法人は現代社会において重要な役割を演じており、社会的

68) *First National Bank of Boston v. Bellotti*, 435 U.S. 765, 824 (1978) における Rehnquist 裁判官（当時）による反対意見は、「州が法人を組成し財産を獲得し利用する権限を与える場合において、法人がその財産をデュー・プロセスによらずして奪われはしないと必然的かつ黙示的に保障されることにほとんど疑いはない。」と判示している。橋本基弘『近代憲法における団体と個人』164頁（不磨書房、2004年）は、Rehnquist 首席裁判官の論理を、「団体は法によって作り出された技術なのであるから、法の規制に当然服すべきであるし、法は団体の権能力や憲法上の権利の保障範囲を決定することが可能だと考える」ものであると分析している。

69) 判例・学説の分析について、長谷部恭男『憲法（第6版）』123頁（新世社、2014年）参照。なお、長谷部教授自身はこのような論拠に対して否定的な見方をしている。

に実体を有していることは否定し得ないであろう。しかし、このことから直ちに、法人による「人権」の享有が認められるということはできない⁷⁰⁾。むしろ、法人が社会において重要な構成主体であるからこそ、自然人が等閑にされることのないよう、法人は一定の制約に服さなければならぬ⁷¹⁾。

このように、法人による人権の享有を肯定する学説は、その論拠が薄弱であるといわざるを得ない。とりわけ人格権については、「その性質上」法人には「個人の人格的自律を観念できないのであるから」法人による享有が認められる余地はない⁷²⁾と厳しく批判されている。

(2) わが国において、営利法人の信教の自由はどのように解されるべきであろうか。本判決における議論を参考として検討を試みる。

① 法人の本質について、本件法廷意見および反対意見の双方が採用した擬制説的法人観に立脚すると、営利法人は、会社法その他の法律によって組成された法的主体であって、実体を有しない、いわば観念的な存在であるといえる。

② わが国において、信教の自由は、「信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由の三つを内容とする」⁷³⁾と解されている。いずれも、自然人に由来する固有の自由であって、法人がこれを享有することはないといえよう⁷⁴⁾。法人の信仰や宗教的行為（とされるもの）は、かかる法人に

70) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第3版）』93頁（有斐閣、2013年）および橋本・前掲注68）278頁参照。

71) 佐藤幸治『日本国憲法論』154頁（成文堂、2011年）は、法人が人権を享有する場合であっても、「法人（団体）の行動が自然人の基本的な人権を不当に制限するものであってはならないという基本的限界が存すると解される。」としている。

72) 橋本・前掲注65）279頁参照。

73) 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論（増補版）』（有斐閣、2000年）122頁。なお、佐藤・前掲注71）225頁、高橋・前掲注70）175頁、野中ほか・前掲注1）320頁〔中村陸男〕および長谷部・前掲注69）185頁などに同旨。

74) 宗教的結社の自由とは「宗教団体を結成する自由」をいい、「その団体への

固有のものではなく、自然人が有する信仰の集合であると理解すべきである。しかし、法人は信教の自由を有しないものの、自然人の人権を不当に制限しない範囲で、信教の自由に関連する法律上の権利を、法人に拡張することは認められよう。

③ 営利法人について、これを支配する自然人が単独である場合または複数であっても同一の信仰を有する場合には、信教の自由に関して一人の人間として処理され得る。そして、このような場合には、営利法人であっても、同一の信仰を有する自然人の利益に資するために存在すると認められるときは、法律が規定する限りにおいて、信教の自由に関連する保障が与えられる。

以上のとおり、わが国において、営利法人自体に信教の自由が保障されると断ずることはできない。しかし、法人は法律によって組成された法的主体であるから、法律の規定により一定の保護を受けることは妨げられないというべきである。

おわりに

本稿では、営利法人を中心として、その信教の自由について考察した。本判決における法廷意見は、営利法人であっても「人」に該当し、宗教の自由回復法の保護を受けるとした。しかし、同法の「人の宗教活動」という文言から「人」のみを分離して解釈する手法は、いささか強引であるように思える。同法によって保護されるのは宗教活動という行為であって、その主体自体が保護されているのではないとみるべきである。そして、宗教活動は集団で行われる場合であっても、自然人によってのみ行われること、および、法人自体には信仰がないことからすると、営利法人だけでなく非営利法人に対しても、同法の保護は及ばないこととなる。第1修正が法人に対しても保障を与えているかどうかについて、法廷意見は明言を避

加入または不加入もしくは脱退の自由も含まれる。」芦部・前掲注73）125頁。
これは自然人による宗教団体に対する自由または宗教団体からの自由であって、宗教団体自身による自由ではないと解すべきである。

けたが、やはり直接には保障は与えられていないと解すべきであろう。その上で、法律によって保護するのであれば、明文の規定を置くべきである。

わが国においても、法人が信教の自由を享有すると解することはできない。自然人の人権を制約しない限りにおいて、信教の自由に関連する法律上の権利が、法人にも与えられるにすぎないといえよう。そして、営利法人について、同一の信仰を有する自然人に寄与する存在であると認められる場合には、法律の規定により、信教の自由に関連する権利が保障され得ると解すべきであろう。